

第百八回 参議院通信委員会會議録第五号

(三三三)

昭和六十二年五月二十五日(月曜日)
午後一時開会

委員の異動
五月二十三日

辞任
関口 恵造君
補欠選任
添田増太郎君

出席者は左のとおり。

委員長
理事
高杉 勉忠君
岡野 裕君
竹山 裕君
宮田 輝君
大木 正吾君

委員

志村 愛子君
添田増太郎君
永田 良雄君
成相 善十君
西村 尚治君
山内 一郎君
小川 仁一君
及川 一夫君
鶴岡 洋君
原田 立君
山中 郁子君
橋本孝一郎君
青島 幸男君
平野 清君

國務大臣

郵政大臣 唐沢俊二郎君

政府委員

郵政大臣官房長 成川 富彦君
郵政大臣官房人 森本 哲夫君

郵政省簡易保険局長 相良 兼助君
郵政省電気通信局長 奥山 雄村君
郵政省放送行政局長 森島 展一君

事務局側

常任委員会専門員 大野 敏行君

説明員

総務庁長官官房老人対策室長 造酒 豊十郎君
大蔵大臣官房参事官 花野 昭男君
大蔵省理財局資金第一課長 米澤 潤一君
大蔵省銀行局保険部保険第一課長 谷口 孝君
厚生省社会局老人福祉課長 眞野 章君

本日の會議に付した案件

○簡易生命保険及び郵便年金の積立金の運用に関する法律及び簡易生命保険郵便年金積立事業団法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)
○簡易生命保険法及び郵便年金法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)
○電気通信事業法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○放送法及び電波法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)
○電波法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(高杉勉忠君) ただいまから通信委員会を開会いたします。

去る二十三日、関口恵造君が委員を辞任され、その補欠として添田増太郎君が選任されました。

○委員長(高杉勉忠君) 次に、簡易生命保険及び郵便年金の積立金の運用に関する法律及び簡易生命保険郵便年金積立事業団法の一部を改正する法律案及び簡易生命保険法及び郵便年金法の一部を改正する法律案の両案を便宜一括して議題といたします。

これより質疑に入ります。

○及川一夫君 簡易生命保険の問題につきまして質問させていただきますが、まず最初に、総合福祉システムの構築に向けてという郵政省が企画をいたしました中間報告というものがございまして、今度の介護保険に絡みましてかなりの中間報告が出ていますように見受けられます。

そこで、総合福祉システムということについてお伺いしたいんですが、この中間報告を検討し、また出されたというわけにはどこに置いて議論をされたのでしょうか。そのことについてお伺いいたします。

○政府委員(相良兼助君) 先生からお話のございました、この総合福祉システムの構築に向けてという中間報告でございますが、これは昭和六十年六月から簡保の調査会、学識経験者十三名の先生方を中心として構成をいたしておるわけでありますけれども、この調査会によりまして御提言をいただいたものでございます。

この調査会にお願いをしましたテーマといたしましては、高齢化社会における生活保障、それと簡易保険事業の役割というふうなことでお願いをいたしましたわけであります。

この背景といたしまして、次第に高齢化社会、長寿社会の進展が進みつつありまして、介護を要すべき老人の方もふえておる。さらに老人福祉の

問題は国民的な課題である。この国民的課題を解決するためには相互の自助努力ということもまた当然必要となつてまいるわけでございまして、こういう背景の中にあつて、簡易保険としてどういう役割を務めていくことが望ましいか、このことについて御提言をいただいたわけでござい

ます。その主たる御提言の前身でございましてけれども、急速に迎へつつあります高齢化社会、寝たきりあるいは痴呆老人と言われる方に対する介護の必要、福祉ニーズというものがだんだん増大をしてまいり。このニーズに対して、保険を活用して福祉サービスを提供するような仕組みが考えられなかつたか、この仕組みを総合福祉システムというのと、プランをされたわけでございまして。しかしながら、このプランで保険商品としての介護サービスを実物給付として提供をするということについては、現状ではもろもろの制度あるいは施設等の整備がまだ未熟である。そういう状況でありまして、段階的に、長期的に取り組んでいくということが必要であらう。当面は金銭給付を内容とする介護のための保険の開発に努めたらどうか。簡単に申し上げますと、こういう内容であつたわけでございまして。

○及川一夫君 私は高齢化社会問題については大変大きな関心を持っておりまして、私自身も高齢化社会問題に取り組む研究会の役員も兼ねておるわけですから、この総合福祉システムというものに對しても大変興味を持って読ましていただきました。

ただ、私は別に綱張りを意識するわけじゃないんですが、大変広範多岐にわたつておるというふうにお見受けをいたします。そうしますと、この内容自体は郵政事業の中における簡易保険事業、こういうものの指針という性格を持つのか、あるいは社会福祉全体について問題をとらえなが

ら、今後の簡易保険事業のあり方というものを問うて、またそういう意味合いで掲げたということになるのかどうか、その辺についてはいかがですか。

○政府委員(相良兼助君) 先ほどお答えいたしました中で、この研究の委嘱をお願いする内容として、高齢化社会におきまして、この生活保障と簡易保険事業の果たすべき役割という点とでお願いをいたしたわけでございます。高齢化社会、あるいはあるべき福祉社会の分析等についてはこの調査研究会でおやりいただきまして、その中における簡保のあり方と申しますか、その位置づけということで御提言をいただいております。このように理解をいたしておるわけでありま。

○及川一夫君 私からこれをお見受けいたしますと、郵政事業というが、簡保事業だけではなかなかし得ない問題も含まれているように私は思うのであります。特に高齢化社会問題ということになると、もちろん厚生省一省においてすべてが律せられるというふうには思いませんけれども、労働省なり厚生省の担当する部門というのが非常に多いような感じがするし、またそれが常識的なところではないかというふうにも思ふんですけれども、簡易保険局長という立場に立つて、このことを長期的に実行に移すということになったときに、郵政省一省だけのおやりになるという前提でこれを確認されているのかどうか、お伺いします。

○政府委員(相良兼助君) 我が国日本の今後当面します問題については、大変重大な問題が幾つもあろうと思うわけでございますけれども、確実にやっております大きな課題の一つが高齢化社会であるということについては、各方面からつとに指摘を受けておるところでございます。

この高齢化社会という国家的あるいは国民的解決を要すべき課題につきまして、関係の者が知恵を絞らして、豊かな長寿社会の建設ということに努力を怠らないということが必要だと思ふわけ

けでありますけれども、社会福祉という面での関係の厚生省、また医療介護という面での所管庁でありますところの厚生省、この厚生省の占める役割が大変大きいというふうにも考えるわけでありま。公的年金という分野につきまして、私どもとして福祉を担当する省庁でありますし、私どもとして生命保険あるいは個人年金の存在意義という点も勘案しまして、それなりに努力をいたすつもりでございますが、全般的に申し上げますと、そのような感じでございます。

○及川一夫君 実は郵政省が報告されている総合福祉システムのほかに、高齢化社会を意識して、一つには長寿社会対策大綱というのが閣議で決定されております。それから高齢者対策企画推進本部というところになるんですが、これも報告ですが、厚生省が招集されてお決めたものもあつたものであります。さらには保険事業ということになりますと、大蔵省が保険審議会に問題を提起をして、実は答申が出されているわけでありま。それが策定された時期を洗ってみますと、厚生省の場合には、高齢者対策企画推進本部の報告として六十一年の四月八日ということになっておるんですが、郵政省並びに長寿社会対策大綱なるものは六十一年の六月ということにはなっていないわけでありま。そして大蔵省の保険審議会の方は六十一年の五月三十日ですから、そういう意味では、大蔵省の出された問題は高齢化社会だけを取り上げて、意識されて出されたものではなさそう。しかし、それも含めながら一定の議論はされて、介護保険のものが何となくこの答申の中に出ておるんですけれども、それ以外の三つの問題が期せずして同一時期に議論をされて一つの報告ないしは答申が出されている、あるいは大綱が決定されているということになると、これは何か三つのものが政府としてつながりを持っているのか、ないのか、このことについて大臣にちょっとお伺いしたい。

○国務大臣(唐沢俊二君) ちょっと先に……。○及川一夫君 閣議決定もあるんですけれども、よろしゅうございませうか。

○説明員(造酒重十郎君) ただいまお尋ねの郵政省の報告書、あるいは厚生省の企画推進本部の報告、それから長寿社会対策大綱、ほぼ時期を接して出されたものについての関係いかん、こういうお話でございますが、私どもは長寿社会対策大綱を策定するに当たりますが、各般の審議会等の御意見あるいは研究会等の御提言等、私ども大綱を策定するまでの間に入手できるものにつぎましては、これを十分参考にさせていただいたところでございませう。

まず、厚生省の高齢者対策企画推進本部の報告でございますが、これは二十一世紀初頭の本格的な高齢化社会の到来に備えまして、厚生行政の分野を中心として今後講ずべき施策の方向を明示しなされたものと理解をいたしておりますが、大綱の策定に当たりまして、厚生省からその考え方を聞かせていただきまして、主として雇用・所得保障システムあるいは健康・福祉システム、それから研究開発の推進という、そういう分野につきましての施策の基本方向を取りまとめる際に参考にさせていただいた次第でございます。

それから、郵政省のただいま御指摘の研究会の御報告でございますが、実はこれは大綱策定された後に提出されたものでございませうが、実はその御報告の前段階といたしまして、昭和六十一年の四月と申しますが、国営任意生命保険の将来展望に関する調査研究会というところから、総合福祉システム構想というものが提言をされております。大綱の策定に当たりましては、この御提言を私どもも参考にさせていただいたわけでございます。雇用・所得保障システムあるいは健康・福祉システムに示された施策の基本方向を取りまとめるに当たりまして、これを十分参考にさせていただいたところでございませう。

以上、経過の御報告をさせていただきます。○及川一夫君 とすると、閣議決定の長寿社会対策大綱というのが政府としてのすべての意思をあ

らわしているというふうには理解してよろしゅうございませうか。

○説明員(造酒重十郎君) すべての意思と申せるかどうかわかりませんが、これから二十一世紀初頭に來るべき高齢化社会と申しますか、長寿社会と申しますか、それに向かって政府として今後推進していくべき各般の施策の基本的な方向を取りまとめたものである、このように理解をいたしております。

○及川一夫君 問題は、この長寿社会対策大綱に基づいて今後どうされるおつもりですか。

○説明員(造酒重十郎君) この長寿社会対策大綱は、ただいま申し上げましたように政府が今後講ずべき施策の基本的な方向を定めたものでございませう。したがって、今後関係の各省におきまして、それぞれ所管の分野につきまして、この大綱に示された基本的な方向に沿って施策を推進してまいる、このようなことに相なるわけでございます。

なお、私どももいたしましては、この施策が的確に推進をされていく、その実効性を確保するに申しますか、そういうような意味で、関係会議におきまして毎年一回、それまでの実施状況をフォローアップいたしまして、的確な施策の推進を図ってまいりたい、このように考えている次第でございます。

○及川一夫君 高齢化社会問題は、この大綱に基づいて政府が具体的に対処していくんだということとは理解いたしますが、ただ、これまでの間も高齢化社会に対応する云々でいろんな問題が出されているんですが、同時にまた、こういう答申も出されるんですけれども、なかなかもって具体的に実行に移されないということが非常に私は多かつたように思ふんですね。したがって私は、これまでのものはこれまでのものとして、もう作業の段階ではなしに具体化の段階だと、こんな気がいたします。ですから、この大綱に示されたもの、さらに郵政や厚生省で取り扱ったものを含めて、とにかく一元的に扱っていただくようにしなければなら

らないんじゃないかというのを強く私は感ずるところでありまして、この点郵政省も絶張りの発想ではなしに、やはり高齢者という一人の国民、人間にどう幸せに生きていただくかという、そういう観点からぜひ進めていただきたいというふうに思っています。

さらにこれに関連をして、この前も郵政省の答申の中には横文字が多いという話をしたんですけれども、この中でもやはり横文字が多いんですね。ショートステイという言葉を使ったり、デイサービスという言葉を使っているんですが、おじいちゃん、おばあちゃん、なかなかこんな言葉を聞いてみてもわかりませんね。日本語がないんだったらとかとして、日本語として数日間とか、あるいは日帰りとか、あるいはこれは通院を意味するとか、ちょっと前の方に何か横文字つけるとそう理解されるようなことなんだろうと思うんです。ですから、できるだけ日本語をですね、国際化問題はまたこれは別の観点から議論すればいいことですから、一々尋ねなくてもわかるような言葉を使うように、ぜひそうしていただきたいということも私はお願いを申し上げておきたいというふうに思います。

同時に、私は三つ目をお願いをしておきたいのは、これから一元的な立場で問題の具体化を進めるといふことになったときに、一体どこが基軸になるのか。私はきょうは時間がないから、たくさんありませんから詳しく皆さんと議論することはできないんですが、どこを基軸にして具体化を図っていくのかというのをやはり明確にして進めていきたいと思います。同時にまた、それだけの権能を与えて進めていくというふうにしませんと、なかなか私はこの問題は具体化されない、こういう気がして実はなりません。そうしてまた、高齢化社会ということになりまして、直ちに人口の問題とか労働人口というような問題までも含めていろいろ議論になるし、財政的な問題もいろいろ出てくるということになってくるわけでありまして、同時にまた、私は高齢者の意識の改革という問題

も含めて考えていかなきゃならない。

定年制はあるが、雇用の問題をどうするんだと。六十で切って、そして五年間は何にもやらすに、そして六十五歳になった年金をいただくというだけでいいのかわかどうか。私はこういう問題、定年と雇用の問題とか、さらには自助努力の問題でも、どこからどこまで自助努力をしてもらうのかということも、必ずしもこの長寿社会対策大綱やその他の答申やあるいは報告を見て明確ではありません。見直しをするという、そういう意味だけの言葉が実は使われているわけでありまして、これではなかなかもって高齢化社会というもののイメージというものが本当の意味で私はわいてこないというふうに思うところであります。したがって、これらの問題を含めて高齢化社会問題には、これを運営する基軸となる省庁というものを明確にしなから、ぜひ進めていただくように私の意見として申し上げておきたいと思うし、別の機会にこの問題をとりえて議論をしたいということも申し上げておきたいというふうに思います。

さらに、私はこの総合福祉システムというものを読ませていただきました。その中で特に訪問サービスとか、それから郵便局機能の活用の問題とか、あるいは加入者の福祉施設の問題とか、十九ページから二十二ページにわたっているいろいろと触れられているわけでありまして。

この中で私が感じますのは、いずれにしてもこの簡易保険という保険事業が行うのは、単なるやはり保険事業だけではないだろう。保険事業によって得た資金というものをさらに人間が生活をしていく、さらには高齢者が生活をしていく上にとって必要な諸施策、あるいは諸施設に対して投資をしていくということも私はあるのではないかとこのように思います。そういって点では今回介護保険の実行に当たって、ただ単に介護保険をつくらばいいということにとどまるということは実はどうかというふうに思うのであります。

介護を必要とする施設が十分にあるのかないのかということになると、厚生省の方にもお伺いしたいんですが、一体現状事足りているのかないのかということ。それからこの介護保険というものを実行していく上に当たって、今すぐはそういう意味での投資はできなくても、そういう施設に対して、簡易保険事業独自につくることがそういう便宜を与えていくというようにも考えられていくのかどうか、そういう点をお伺いしておきたいと思えます。まず郵政省からお伺いします。

かということになると、厚生省の方にもお伺いしたいんですが、一体現状事足りているのかないのかということ。それからこの介護保険というものを実行していく上に当たって、今すぐはそういう意味での投資はできなくても、そういう施設に対して、簡易保険事業独自につくることがそういう便宜を与えていくというようにも考えられていくのかどうか、そういう点をお伺いしておきたいと思えます。まず郵政省からお伺いします。

○政府委員(相良兼助君) 寝たきりあるいは痴呆症状を呈する老人に対しまして介護の方法といったしまして、施設に収容をしてやる場合と在宅でやる場合ということに相なるわけでありまして、いずれにしても現在の、現時点におきまして、それぞれ五十万ないし六十万と言われる多くの老人が病の床に伏しておられるという状況、さらには、これは経済企画庁の推計でありますけれども、昭和七十五年には二百十五万を数えるということもありまして、これらの施設の増設、改善、さらには介護に当たる、その任に当たる人たちの養成ということが大変重要な問題であると思うわけでございます。

これらにつきまして、簡易保険がみずからこれらの施設を運営をするということについてどうかと。まずそのことについての話であります。現時点においては大変重大な問題でありまして、その能力と申しますか、まだ力が足りないというふうに思うわけでありまして、みずからこれらの施設を運営して、それを保険の商品化していく、保険のサービスの内容としていくということについては、近い将来における展望としては甚だ困難であると言わざるを得ないと思えます。ただ、いろいろ国の公的なあるいは民間のいわゆるシルバー産業と言われますような、そういう分野におけるところの施設の整備等が相まちまして、一定の水準に到達したと見られる時期におきましては、簡易保険のサービスの内容としたしまして、それらの施設と提携しながら、取り次ぎを

内容とするという保険ということも可能性はあろうというふうに思うわけでありまして。ただ、その段階も現時点においては大変難しい状況でございますので、今回、介護のために必要とされる費用を賄うということのいわゆる金銭的給付を内容とするということにとどまったわけでございます。

○説明員(眞野章君) お答えいたします。

現在、寝たきりのお年寄りの方々に入所していただきます特別養護老人ホームといえますものは全国で千六百十九カ所、入っていたいたしております。お年寄りの数が十一万九千九百名でございます。また都市部を中心に大体約二万人ぐらゐの入所のための待機をしておられる方がおられるというところでございまして、私も社会福祉施設の整備の中では、この特別養護老人ホームに一番重点を置きまして今後とも整備を進めてまいりたいというふうに考えております。

○及川一夫君 いずれにしても施設が十分でないという形のは残っているように思いますが、これら先のことをお伺いしておきたいんです。それからこの中間答申の中に高齢化社会に向けてのいろいろな数字が出てまいっております。特に寝たきり老人という意味で聞くと、厚生省の場合に、おおよそ六十五歳以上の人口の四割という数字を用いられているようですが、それを昭和七十五年とかあるいは九十五年に当てはめると、現在は約五十万人ぐらゐのようですが、八十五万五千とか、あるいは百二十七万五千というように寝たきり老人が、これはあくまでも計算ですけどもね、計算上から出てくるような数字、むしろもっと多くなるかも知れぬというような状況も指摘をされているわけですね。ですから、抜本的な国の金の使ひ方の問題として考えていかなければならぬというふうに思うんですが、簡易保険局長もその答弁の中で、施設までつくるのは大変重荷だ、重大なことだし、必要であるとは思いますが、そこまではなかなか現状時点で踏み切るといふような意味での答弁はできないという、そういうお話をさ

れました。確かにそうだろうと思うんです。

しかし一面、老人、高齢者というものをとらえて、何となく社会的には商売やってもうけようというふうな、そういう発想の人が割合と多いというところを私の体験からも実は思うんです。例えば全国高齢化社会研究協会の理事長になったという途端に会見が申し入れられて、そして民間人ではあるが老人ホームをつくりたいとか、あるいはどこかをあれこれしたいと思うんで、ひとつお力をかしていただきたいか、あるいは全国高齢化社会研究協会の名前で募集することについて了解してもらいたいとか、何でもこんな話が途端に出てくるのかというところ、どうも背景は、これからの商売の一つとして、老人を相手にしてもうけたいというところ、そういう発想、意外とお年寄りには金を持っていると、こういう前提に立って、まあ豊田商法ではないんでしようけれども、何かそんなようなやつぱり動きというものが社会的に存在をしているわけですね。

ですからそういう意味合いも含めて考えますと、この報告書の中にもしばしば商品という言葉でつづられる。保険局長も先ほど商品という言葉を使われたんですが、純粋な意味で、サービス商品という意味で使われたんだとは思いますが、そういう私の体験から言うと、何かこう老人から金もうけをしようと、これからの事業はそこにくるんだというふうな聞こえてしまうと、私は、この世がかくつくられた総合福祉システムの思想というものもおかしなものになっていくだろう、こう考えてみますと、簡易保険事業自体が、少ないけれども何かの補助に役立てたいという意味でそういう施設づくりをしていくということ、現実には福祉という意味では、加入者の利用する施設があるわけでしょう。だからそれに介護が入るから入らないかと、単純な言い方をすればそういう言い方になるんですけども、少なくともそういう目的意識を持った新しい事業というか、新しい国民の期待にこたえる事業であってほしい、こんなふうに思うものですから、その点もう一度ひとつ局長い

かがなものでしょうか。

○政府委員(相良兼助君) はしなくも商品という言葉を使いましたので、御指摘を受けまして大変恐縮いたします。

一般的に保険あるいは銀行、証券という金融界におきまして、新しいサービスのことを新商品というふうなことで呼んでおられるのが慣例になっておりますので申し上げたわけでありまして、保険につきましても内容をサービスとするものが化体して提供される、これを商品という意味で言うておりますわけでございまして、決していわゆる商売の、金もうけのための商品というふうな意図は毛頭ございせん。まずお断りしておきたいと思ひます。

それから、おっしゃいますように、今後の高齢化社会あるいは介護を要すべき老人の増大といったような現象に対応いたしまして、国営保険であります簡易保険といたしまして、その目的がなるべく安い保険料でサービスを提供いたしまして、国民の経済生活の安定、福祉の増進に寄与をするということにあるわけでございまして、常態としてこのように高齢化社会になってくるということも十分受けとめながら、この高齢化社会の対応のためのサービスを各般から検討してまいりたいことを考えておるわけでございます。

○及川一夫君 話はかなり大きな問題ですから軽々に答へられないだろうというふうに思いますが、せひ意識としてはそういう問題を考えながら推進をしていくようにお願いをしておきたいと思ひます。

さらに厚生省の方にお聞きしたいんですけれども、どうも人口問題ということにあわせて高齢化社会問題を論じますと、とにかく人間がふえていくという話を盛んに強調されるわけですね。しかし、本当にふえてふえてふえ放しなんだろうか。人間が死なないということはだれも言っていないでして、五十歳が八十歳になった、あるいは八十五歳になったということは言われ、だから高齢者が多くなると、こういうんですけれども、じゃ五

十歳人生と言われたときの健康状態がそのまま持ち込まれて、六十歳になればよたよた、もう八十歳になればどうにももうならぬというふうなものであるかどうかというのを考えますと、結構六十歳とは思えないような、八十歳とは思えないようなことと健康を維持している人が非常に多いわけですね。だから労働のあり方や何かにいっても、定年のあり方なんかについてもいろいろ議論が広がる。またそうなるのも当然なんですけれども。

ですから私は、そういう意味で暗い部分というのか、大変だ大変だと強調するだけじゃなくて、大体九十六年あたりからは、今の人口調査で推計では出てきているわけですね。ですからその場合、日本の人口一億三千万なら一億三千万というものを前提にして、高齢者と言われる人たちの占める割合と生産労働者と言われる割合、それと幼年と、こう区分けをしなげら、この社会福祉というものが成り立っていく一つの計算ですね、本当にどのぐらいお金がかかるのかと、あるいはどのぐらい施設がかかるのかというふうなことをきちっとした上で国民が負担すべきもの、受益者が負担すべきもの、そして国が負担すべきものという、そういう議論の展開というものが本当は私は必要だと思ひます。

ところが、今現在はどうしても高齢者問題が大変だ大変だという話ばかりになっているものですが、何となくそんな気になっているというのが私は実情じゃないか、こんなふうに思いますので、この人口の見通しの問題、非常に難しい問題なんですが、今私が申し上げたような立場から厚生省も検討すべきじゃないかと、こういうふうに考えるんですが、いかがでしょうか。

○説明員(眞野章君) お答えいたします。直接の所管の問題でございまして、老人福祉課長という立場でお答えするのがいいかどうか甚だ疑問でございしますが、確におっしゃられま

すように、人生五十年時代から人生八十年時代に変わりまして、その中の年齢層におきまして健康状態とか持っておられる能力、それぞれ異なっておりまして。人生五十年時代の六十歳代の方々と、人生八十年時代における六十歳の方の意識なり能力、これはもう大きく違っておられるわけでございます。

そういうことを契機に、例えばお年寄りの健康観も従来のように無病息災というふうなことではなしに、病氣と共存するとか、一病息災というふうな形で、少し体と異状があっても日常生活を十分営める方は、やはり御自分自身も健康だと思つて頑張つていただくというふうなことで、できる限り年齢観といいますが、そういうものに合わせ健康観、その他のお年寄り像の意識を変えていくというPRを厚生省としても十分心がけていかなければならないというふうに考えております。

○及川一夫君 私の時間が参ったんですが、小川先生から少し入り込んでほしいと、こう了解をいただきましたので、お許し願ひたいというふうに思ひます。

まあわずか四十分、あるいは半日、一日で議論として終わる問題ではございませんから、きょうは問題を提起をしておきたいという意味合いで申し上げたということとを前提にいたしまして、以下少し具体的内容についてお伺いしておきたいと思ひます。

それはまず新しい事業として介護保険というものをつくられるというのが具体的な提案になっているようにございしますが、介護保険契約の見通しですね、一体どのぐらい介護保険にのびていくというふうに思われるのか。同時にまた、契約をされた中で介護を必要とする人がどのぐらい発生するのか。いわば発生率ですね。そういうことを御検討になつておられるとすれば、当然掛金という話までなつてくるんですけれども、とりあえず介護保険契約をされる方の見通しと、介護を必要とする人の発生率をどう見ておられるのか、そのことについてお伺いしておきます。

○政府委員(相良兼助君) 先ほどもちょっと申し上げたわけですが、昭和七十五年に要介護の状態になられる老人の方が二百五十万という経済企画庁の推計値がございまして。そういう必要性という点が一つ。それから、私どもの方であつて調査をいたしました中で、簡易保険に介護的な保険を創設するという点についての御意見を伺ひをしまして、そのとき約七割の方が強い関心を示されたということもございまして。それやこれや考へて、さらに現在既に先発して、一部民間保険においてこの介護保険の販売がなされておるわけでありまして、実際はその利用状況というものは、まだ発売後間もないということもございましてけれども、非常に低率であるといったようなこと。

それから、やはり介護保険というのは大変に地味な保険でございまして、そういう点等もあわせまして、この新しいサービスという点で提供いたしました際、どの程度御利用いただけるかという点について推計をするというは大変難しいゅうございまして。ただ、過去の新しいサービスを発売いたしました初年度の状況等、さらには我々の今後の取り組み意欲ということも加味をいたしまして、あえて申し上げますれば、初年度において一万件程度以上の契約を得たい、このように考へておるわけでございます。

○及川一夫君 同じような保険事業が民間でも行われているというふうにお聞きするんですが、民間保険会社で実行されている状況について把握しておられるのは大蔵省だろうと思うんですが、大蔵の方にお伺ひいたしますが、そういった保険のやられてゐる実態と、今の質問に関連をして、大体現状、二年か三年ぐらいしかやってないんだらうと思うんですけれども、どういう方々というよりも、どういう人数が利用されているか。大体事業収支的にも成り立つということになるのか、ならないのか。ちょっと無理な質問かもしれせんけれども、お伺ひしたいと思ひます。

○説明員(谷口孝君) 御質問の点についてお答え申し上げます。

痴呆保険は、民間生保の方では、六十年一月に外資系の生保会社により我が国で初めて発売されたものでございまして。また同じく民間生命保険によります介護保険は、六十年九月以降今日までに生保会社三社において発売されているものでございまして。

これらの生保会社におきまして痴呆保険及び介護保険の販売状況について申し上げます。六十年年度契約約数約一万三千件、保険金額ベースで申しまして約四百億円でございまして。六十年年度につきましては、まだ決算は確定しておりませんため数値は把握いたしておりませんが、六十年度と比べましてかなり増加しているものと予想しております。

○及川一夫君 ありがとうございます。また、介護保険というものを適用する年限の問題ですが、提案は十年ということになっておりますね。そうしますと、民間で行われている介護保険の実態を見ましても、ほとんどが支払い限度というものが十年というふうになっているんですけれども、これは今回の法案の提案も十年になっているんですが、この十年という点には何か特別に根拠めいたことがあるんですか。

○政府委員(相良兼助君) 一つは、十年間ということでは、私どもにとりまして一つ加入限度額の問題があるということもございまして。ただ、東京都の調査によりますと、寝たきり老人の実態調査という点で私ども伺つておるわけでありまして、けれども、十年を超えて寝たきりの状態でおられる方は一割強であるというふうなことを伺ひしておるわけでありまして。そういう点から、介護を要すべき状態になりまして、十年程度を介護の期間として設定することはおおむね妥当ではなからうか。これをさらに延ばしますと、総体の仕組みとしましての各年当たりの保険金額は大変少額なものになってきて、そういう点でのデメリットもあるというふうなことでございます。

○及川一夫君 最後にならうかと思ひますけれども、実はあの法案を見ましたときに、やろうとしていることはよくわかるんですが、果たしてこれでもって成り立つのかどうかという点になりますと、発生率の問題であるとか、あるいは掛金の問題であるとか、それから給付内容について一応わかっているおるんですが、果たしてこれでもってきちっと成り立つのかどうかという点も考へてみますと、また検討していきまして、必ずしもきちとしたものになつておらないのではないかと。これからむしろ作業されて一定の法律で方向づけをして、一定の方向づけをしながら具体化をしていくというふうに見えるんですが、具体化の方は一体どういうふうになるんでしょうか。

○政府委員(相良兼助君) ただいま先生がおっしゃいましたように、全体としての大きな枠組み、それから基本的なこの種サービスの性格等につきまして簡易保険法で規定をいたすということになりまして、具体的であるいは細目的、技術的基準等につきましては、この後法律で委任されております約款の中で定めるところで、現在その作業等もあわせて取りかかつておるところでございます。

この介護保険、これで経営上やっていくのかというお尋ねと受けとるわけでございますけれども、介護を要すべき状態の発生率というものをどのように見るかということがまず一つございまして。厚生省の最近の調査によりますと、六十五歳以上で介護を要すべき状態になるような寝たきりの人はおおむね一割という推算もあるわけでございます。過去の同様の調査でもこの数字にさほど変化はないということもございまして、おおむねこれらを参考にしながら、多少の安全度を見ながら保険料の設定等も考へて、全体としての収支に赤を生ずることのないような、そういう点も今後子細に詰めてまいりたいと思つておるわけでございます。

全体の設計図と申しますか、総体をやりましてはさらに各般から詰めるべきところもございまして、医師その他の専門家の御意見も今後さらに拝聴するというふうなことも必要となつておりますので、慎重にやつてまいりたいと思つておるわけでございます。

○及川一夫君 終わります。

○小川仁一君 前の及川委員とかなり重複する部分があると思ひますが、できるだけ避けて御質問申し上げますから、御答弁なさる方もそういうふうな立場でひとつお話を願ひたいと思ひます。まず、簡易生命保険法及び郵便年金法の一部を改正する法律案提案理由説明、こういうのが三ページにございまして。ここをいろいろ読んでみまして、三行目、「この法律案は、最近における社会経済情勢の推移及び保険需要の動向にかんがみまして」と、こう書いてありますが、こう書かれたんじゃ具体的にどういふことがわかるか、生命保険や年金の保障内容の充実、利便を図るための社会経済情勢の推移というのを具体的に御説明願ひたい。

○政府委員(相良兼助君) 昨今の社会経済状況の推移と言ひますときに、私どもの保険の分野におきまして、さらにはそれを大きく取り巻きますところの金融経済情勢という点を見ますと、何と云つてもやはり自由化、さらにはグローバルな国際化、このような傾向が急激に顕著になつてまいつておるというふうにお聞きをしております。これが国民生活にも各般におきましていろいろ影響を与えておると。

○小川仁一君 具体的に言つてくれ。どういう影響を与えるのか。

○政府委員(相良兼助君) はい。一般的に金利の低下現象でありますとか、それから国際的ないろいろな業種の間の垣根が取り払われていくとか、相互乗り入れであるとか、そういう現象が生じてまいつておるということもございまして。それに、保険需要の動向というのはそういうことも背景にあって、また一方、高齢化現象というふうなこともありまして、一つは保険として保障だけでなく、一つの金融商品としての側面、これについて関心

を示す、そういうニーズが次第に出てきておる。それから、高齢化社会という関係から、子育てを終りました夫婦の生活の保障の問題、さらには今回御審議をいただいておりますような介護を要すべき老人の問題、このようなものが保険需要という点では大きなニーズということに結びつくということでございます。

○小川仁一君 社会経済の推移の動向なんて大上段にかぶって来られますと、もっと詳しい内容があるんじゃないかと。金融の自由化とか、国際化のぐらゐのところで、経済の推移だの、長寿老人がふえることが経済の動向なんというところじゃないだろうと思ふんですよ。やはり基本になるものをきちんと言ってもらわないと、部分だけの適用によって社会経済の推移なんという大きなだんびらをかざされまうと、こっちはびっくりしますから、もう少し国民生活にどう影響を与えているのか、社会経済の動向がですね。そういう点をきちんと言ってください。そうした上で保険とのかかわりというふうに御説明をお願いしたい。

○政府委員(相良兼助君) 高齢化社会の現象というところについて考えますれば、次第に六十五歳以上の高齢層の方々がふえる。一方、出生する子供の数が次第にこれまた低下をしてまいるといふようなことでありまして、ロングレンジに見ましたときに労働人口の、つまり高齢者を支えるべき層が次第に薄くなつてまいる。そういうことから一般的に財政負担が増大をするといったような現象が生じてまいりまして、しかしそれにも限界がある。これらに対応する自助努力の一環として、その役割に、使命をいたしましての生命保険あるいは年金の存在価値というものがますます重要になっていくだろうというふうに理解をいたしております。

それから、金利、金融、国際的にも金融の自由化というふうなことになりますと、既に昨今、次第に国内金利は低下をいたしておりますので、そのために金利選好という状況がかなり色濃く出ておる、保険に対してもそういう面のニーズあるいは

御要望というものもだんだんふえてまいる、このようなことを申し上げておるわけでございます。○小川仁一君 今おっしゃられたことは、いわゆる保険事業やなんかについての社会経済の推移なものであって、日本の政治全体の推移というふうな意味ではないわけで、もう少し私はこの中に多くの課題が入っているものと考えておりました。

例えば長寿社会、こういったような場合には保険だけではなくて公的年金の問題がある、医療費の問題がある、こういったものも含めて多くの課題がある。その課題の中における保険なら保険というふうにお話しただけのものと考えておったんですが、そこの方はお話しありませんで、今度は逆に私の方からお聞きいたしますが、国民のニーズ、ニーズとおっしゃいますけれども、今度の私、売上税問題やなんかでマル優問題をお話ししてみても、国民のニーズというのは、簡易保険や生命保険に入るような状態の政治はお断り。そういうものに参加をしないで済むような公的年金の支給、あるいは医療関係の一定年齢以上の無料化、こういうものが完備されれば、簡易保険や生命保険なんかなくてもいいという考え方が中心でございました。そういう状態がなから、やむを得ず貯金もすれば簡保にも入るんだと。だから、発想が逆じゃないですか。

で、これ古くなりますが、六十年の四月の国営任意生命保険の将来展望に関する調査研究会の生命保険事業の将来動向と簡易保険事業の役割という中で、七ページに書いてあるのを見ますと、「今後における公的年金制度の改革により給付率の引下げ、支給開始年齢の引上げ等が不可避となり」と、こう書いてある。これをどう受けとめたかわかりませんが、このことが今度の、あるいは皆さんがおやりになつて簡易保険とかなんかのニーズの対象とか、あるいは増額をする対象の前提になつてゐるのですか、どうなんですか。

○政府委員(相良兼助君) 今、先生御指摘のくだりが今回の保険の開発の端緒となつておるかというところにつきましては、必ずしもそれがストレー

トであるというふうには申し上げられないというふうに思ひます。既にこれらの介護を要すべき状態にある方のためのニーズにおこたえをするという保険につきましては、その前の段階からも構想としてはありまして、それらの必要性というものにつきましても省としても考えてきていたわけでございます。

○小川仁一君 先ほどは政府の総合福祉政策大綱にみたないものを御説明になりましたが、大臣が伺いしますが、閣議自身の中でも年金の引き下げとか、あるいは支給年齢の繰り上げとか、こういったようなことが話し合われているんでしゅうか。そういう問題については、政府としては性格をどういうふうにお考えになつておられるのでしょうか。これは閣議決定のことについて伺いをします。

○国務大臣(唐沢俊二郎君) 先ほど総理府からお話がありましたように、昨年六月で、長寿社会対策大綱ですか、これを決めまして、これが基本的な方針を決めて各省で今努力しておりますが、実を申し上げますと、長寿社会になりますと、今先生言われました公助ですね、これで十分ことがなかなか期待はできない。公助のほかに互助、助け合ひですか、ボランティア、こういうものもこれから我が国は力を入れていかなきゃいけない。やはり天は自ら助くる者を助くということとで、自助努力も非常に大事なわけでございます。そういうことで、今各省、これは何か長寿七秘訣——七秘訣というのは労働、生きがい、栄養、休養、趣味、学習、スポーツですか、やっぱりこういうものがそろわないといけないんで、これは非常に各省マターになるわけでございまして、今各省それぞれ自分の分野でやらしていただいておりますのでございまして、やはり長寿社会になりますと、何といひますか、いろいろ年金、保険料を負担する世代ですね、やっぱりそれと負担の公平といひますか、そういうものも図つていかなければいけないということと、やっぱり自助努力というものが非常に必要となるんじゃないかということ

で、我々いたしまして今度また法改正をいたしまして、夫婦年金を創設いたしました。また、このような介護保険ですか、こういうものを今御審議いただいておりますところでございます。

○小川仁一君 今言った自助努力というのは、公的年金あるいは医療の無料化、そういったようなものを現行のままでいて、なおかつ自助努力が要するという前提でお話をなさつておられるのか、これには「給付率の引下げ、支給開始年齢の引上げ等が不可避となり」と、こういうことを答申をなさつておられるが、そのことが前提なのか、どちらが前提なのかということをお伺いいたします。

○国務大臣(唐沢俊二郎君) 正確なことは申し上げられないんですが、これから長寿社会になる、六十五歳以上の者が占める割合が昭和七十五年になると一五%を超える、昭和九十年だと二割を超える、こういう見通しでございますから、こういうお年寄りに対する労働生産人口というものが相対的に減るわけでございますので、そういう意味で、やはり今以上に私は自助努力というものが必要になるんじゃないかと思つております。

○小川仁一君 大臣の答弁というのはいさうふうになさるものだというふうに理解をいたしますが、自助努力というものの言い方の中に、先ほど来申し上げているように、何かしら老後不安、長寿社会不安というものをあおつて、一面ですすよ、そして年金も改悪されまうよということも、前提にはしないとしても一面で文書や何かであおつてゐる。そうしていながら、はい、簡易保険は、生命保険は、介護保険は、霊感療法という言い方は当たらないと思ひますけれども、何か感じに似たような感じがするんですよ。だから私は、老後は不安はないように政府が努力をしますというところ、年金も引き下げまうよということとが大きな前提になつて、簡易保険その他の自助努力対象はこの程度でいいですよという言い方ならわかるけれども、どうでしょう、その辺、もう一遍答弁してください。

○国務大臣(唐沢俊二郎君) 大変基本的な、重要なことについて小川先生からお話があったわけで

すが、私も大体小川先生と同じような考えを持つのでございしますが、初めはたしか高齢化社会と、こう言っておりますね。これが問題だ、問題だと言っております。我々はそうではなくて、これからは非常に夢の多い、活力あふれる社会ということで、高齢化社会という言葉はやめようということ、長寿社会という言葉を使っておくわけでありまして。ですから、政府といたしましても各省、総務庁が中心になって調整しておりますが、できるだけのことばやましていただこうと思つて努力をいたしておりますが、そういう活力あふれる長寿社会を皆様に享受し、謳歌していただくためには、やはり公助で足りない分は、日本はやっぱり諸外国に比べてボランティアの活動とか互助の面でもまだ欠けておるところがあるので、さらに自助努力をそこに足していただいて鬼に金棒、こういうことで非常に明るい夢のある活力あふれる長寿社会を建設したいとまいりたいと考えております。

○小川仁二君 失礼な言い方ですが、どうも私がお聞きしているところはすれ違ひがあるように思われます。ぜひ今後こういういわゆるあなたの方のおっしゃる自助努力、違った言い方をすれば、何か将来不安だから保険に入っておきなさいよといったような言い方、ここの中に、特に簡易保険が民間の保険と違って政府がおやりになっている官業でございまして、そういうふうな印象を、官業自身が国民に不安を与えるような、長寿社会なり何かに不安を与えるような印象を持ってお勤めになるという、これは非常にまずい結果になると思われますので、ぜひその点は御配慮を願いたい、そう思います。

続いて具体的にお聞きをいたしますが、年間簡易保険八十万円ぐらいたつ支払いになるようですが、八十万円というお金を、そして十年間をという期間をつくった、この八十万の金額が出た根拠をお聞かせ願います。

○政府委員(相良兼助君) 現在、簡易保険に加入したまま最高限度額は一千万円ということ

第十一部 通信委員会会議録第五号 昭和六十二年五月二十五日【参議院】

になっております。この一千万円ということで介護保険を設計したということでございますが、その際できるだけ介護のための保障を重点にというところで考えたわけでありまして。したがって、一千万円の保険に御加入いただくならば、そのうちの八割というものを介護のための分とする、性質上終身保険といたしておきますので、死亡時に死亡保険金が支払われるということにもなるわけでございますので、残りの分二百万円につきましては死亡保険金としてお払いをする、これは一千万円の例でございます。その結果、先ほどちょっとはかの委員の先生にもお話し申し上げましたけれども、十年程度の間にこれを分割をいたしまして、介護のための費用としてお支払いをするというところで期間を十年、その結果十で割りまして八十万と、例でもって御説明をしますと、そういうことになるわけでございます。

○小川仁二君 そうすると、保険金の金額の中から割ったということであって、介護を必要とする寝たきり老人とか、あるいは困っている人たちの具体的な介護条件あるいは医療条件、生活条件、そういうのは全然考えないで出された数字なわけですね。

○政府委員(相良兼助君) 最高限度という点で、本体の保険契約におきましては、このように年額八十万という数字に相なりますけれども、今回、同時に特約の部分につきまして手当てをいたしまして、特約を付していただければそちらの方でさらに年間百万の増加ということが可能になりますので、そうしますと年間合わせまして百八十万、大体月額十五万の介護のための、給付のための費用を賄うには足り得るだろうということを考えておるわけでありまして。

なお、全般的にはなかなかこの種の資料はないわけでございますけれども、東京都下のある機関で、ごく一般的な介護に必要とされる経費がほぼ月額十万円であるということも、私どもが設計しました際の参考資料というふうにいたしておるわけでございます。

○小川仁二君 あのね、聞いたことにきちんと答えてくださいよ。私が聞いたことに答弁してください。考えたか、考えないかということだけ聞きたいんです。

○政府委員(相良兼助君) 今申し上げましたような東京都下の一つの機関の平均的な介護のためにかかる費用というのは参考といたして考えております。

○小川仁二君 他の保険とか年金とか、みんなプラスすれば十五万が二十万、二十五万にもこれはなるでしょう。この年齢で例えば郵政省の職員がおやめになるというと、十五、六万の年金は月額入ってくるでしょうから、仮に郵政省の職員の方でそういう方があったとすれば、そのほかに特約保険に入っておつて、簡易保険に入つておつて、介護保険に、民間生命保険に入つたらそれは間に合いますよ。そういうふうなことで八十万がはじき出されただけではないと思うんです。八十万というものは、その年齢の中における一定の平均的な人の収入と、それからかかる介護の費用というふうなもの、それを計算して八十万というものを出したのかどうか。そうじゃなければどういふこと、この御答弁だけじゃいけません。

○政府委員(相良兼助君) 先ほど申しましたように、平均的に十万円という試算もございましたので、それを賄うに足りるような介護保険を設計したいということ、しかし一方に加入限度額がございまして、そういう中でのいろいろな組み合わせ等知恵を絞りますので、今申し上げましたような八十万プラス百万、月額十五万相当ということになっております。

○小川仁二君 私は、かなり親切なお話があつて、いろいろ見てこういうふうな金額を出したかと思つたんですが、どこかの平均的統計を一つ聞いてきて八十万、月割りにすると、十二で割りまして六万六千六百円ぐらいますか、そんな程度で介護ができるようなお話、しかも平均なら十万かかるけれども、これに入つたらその六割、七割ぐらいいしかなないと。だから、あなた方こういうの

をつくるとき自分の方の商品とか、金額とか、運営とか、そういうものだけが前提にある、官の発想だ。さつきは商品の発想と言ったけれども。私は、郵政省がおやりになる仕事というものは、国民のそういう人たちの具体的な状況に立った発想であつてほしいと思うから、こういうことを申し上げているんです。もうそれ以上はこの問題は聞きません。

それで、寝たきりまたは介護を要するという、そして一年に八十万支払うという場合の、いわゆるそういう状況の認定あるいは申し出、これはだれがどういふふうにし、どういふふうにして認定するんですか。

○政府委員(相良兼助君) この介護の状況になるというこの認定につきましては、医者の診断書あるいは証明書、それを私どもの簡易保険事務センターにおきましてその作業をして認定をするというところに相なります。

○小川仁二君 それを申請する人はだれですか。痴呆性老人は自分じゃ申請できないわけですから。その場合に、仮に子供が長男、次男、三男などというふうなところで、受取人が、本人が掛つて本人だった場合とどういふふうなときには、だれの申請で認定をしたり支払つたり、一体だれにそれを支給したりするんですか。

○政府委員(相良兼助君) 確かに独居老人がふえてまいつておられます、一人暮らしの御老人という問題も大変深刻でございますけれども、しかしながら、おおむねやはり御親族あるいは御近所というところで、全く他と絶縁をして生活をされるという方は絶無ではないにしろ、かなりレアケースであらうというふうな思われます。したがって、そういう状況というものにつきましましては、そういう方々からの御申請その他があるものというふうな考えておりますけれども……

○小川仁二君 だれよ、具体的に。

○政府委員(相良兼助君) まあ、その人によつていろいろ違うと思いますが、今申しましたように親戚縁者でありますとか、御近所、隣家であると

か、そういうことに相なるうかと思ひます。

○小川仁一君 もう一遍はつきり聞きますわ。本人が掛けて受取人が本人になって、家族の方のお話をしたら、あなた独居老人の方の御答弁をなさった。独居老人であった、家族は離れている、医者に掛かった、痴呆性だったと、こうなつたときだれが申請するんです。その辺の付近の人が申請してもお出しになるんですか。

○政府委員(相良兼助君) この介護保険につきましては継続して給付をするという性格のものでありますので、御加入をいただきますと、お一人といたうような状況の場合には、できるだけ補佐人もしくは後見人の方を御指定いただくという事で取り組んでまいりたいと思つておるところでございます。

○小川仁一君 そうすると、これは最初から申請を對象にする人、本人が掛金を掛けて本人が受取人になつてゐるときは、契約の時点で、後見人とか介護申請をする人というのを特定をして契約をするわけですね。

○政府委員(相良兼助君) 法定代理人の方としての、あるいはそれに準ずるような方の指定というのをお願いしたいわけでありまふけれども、もし仮にそういうことがないという場合は、保証に立たれる方がおられれば、その保証という制度を利用しながら支払いをしたいと、このように思つております。

○小川仁一君 持ち時間なくなりましたからやめますが、後でいろいろお話し合ひをして聞きますけれども、私ぐらいの年齢になりますというとなかなかこういうことは非常に難しい問題になりそうなのがあるんです。現に私は九十二歳のおふくろを扱つておりますけれども、これはやっぱりお金を申請をする、これを支給するといふかわりは、事やつぱりお金にかかると、金額の大小でなく、いろいろな問題が絡む可能性を持ちます。それで、特に私は特定して痴呆性老人の場合はというふうにお聞きをし、本人が掛金を掛

けて本人が受取人になるというふうな言い方を限定して申し上げたわけですが、よほどきちりとした契約文書、あるいは事後を含めた形のものをつくらなければ、申請をした途端につまらぬ争ひが起きて、御本人の介護にはお金が使えないという状況なんかでしては、せつかつの皆さんのお気持ちもますますなると思うから、本当にいろいろな角度から検討をして、そして本当に細かい配慮をした契約を前段でお願いしたい、このことを申し上げまして、質問を終わらせていただきます。

○大木正吾君 同僚委員のずっと質問を伺つておりました。これは感じ方なんです、大臣に冒頭失礼ですが伺ひますけれども、痴呆という言葉が出てくるわけでございますけれども、介護、これは当然のことなんです、何かこの委員会が通信委員会なのか社務委員会なのか、感覚がちょっとしびれてきてる感じがするんですが、昔は、東南アジアその他の国は、後進国と言つても平気だったんです。外交、安保なんかへいきますと、北朝鮮、北朝鮮と言つて、どなられてね、正式に朝鮮民主主義人民共和国なんと言ふ方もいらつしやるんです。

同時にまた、老人問題で敬老の日というのが九月にあります。あの日に全国から老人が集まつてくるんですが、この老人という言葉自身が問題なんです、これは若い方は余り感じないんですよ、感じないですがね。こういうふうに行つてゐるんです、退職者集会と。こう言つてゐるんですよ、わかりませんか。だから私はお願いしたいのは、民間の保険会社と簡易保険局、あるいは郵政省が保険の問題で競争することはいいですが、やっぱり私は、商品というふうな問題の扱い方はやめてもらいたいという気持ちがあるんで、きょうこの適當な言葉が見つかりませんが、そういう考え方を少しく、例えば後進国が開発途上国になりました、今では発展途上国とも言つてい

そういつたこともありますが、私たち自分が扱つてきた問題で、老人といつたらもう、私は四十歳である、先輩は六十歳である、びんびんしてゐると、そのびんびんしている人に対して老人と、こつちは平気で仲間同士言ふんだけれども、いや、老人と呼んでほしくないんだと、こういう話が返つてくるんですよ。ですからその辺のことは、こういつたような保険を新しくつくることは結構でございますが、少しくきょうすぐに云々じゃありません、ありませんが、そういう心理的な問題、社会的な問題についても御配慮願ひたい、こういうふうな考へておりますので、これは大臣の答弁もらつてゐると時間がかかりまふから、ぜひそういうことを考へていただきたい、こういうふうにお聞きをさせていただきます。

で、内容にちよつと入りますが、改正案の主要点でございますが、介護手法、そういう問題等でございますが、今同僚委員が質問いたしましたけれども、これに対する便宜の問題でございます。特設法案のこの扱いについては、細目について私どもからは質問いたしません。問題はこういう形をやつぱりどんどん工夫していただくことは結構ですから、これからはもうこういう問題については御研究なりあるいは御検討などをしたいと思ひたい、先ほど民間の会社等の話もちよつと出ましたけれども、そういうことを含めてひとつこれから御検討いただきたい、こう考へております。

そこで問題は、改正点の幾つか問題出てきますが、金融自由化という問題の中で、結局例えば社債、国債、要するに運用関係に絡む問題でございます。国債あるいは保有制限、社債です、同時に簡保資金福祉事業団を加えました、三つ目に資金運用事務の追加問題として国債、地方債など有価証券、預金または貯金、金銭信託というふうなことが入つてきております。これは大蔵省と両方に伺ひますが、このときにはもう少し幅広い

要求なり話し合ひというものはなかつたんでしょ、あつたんでしょ、その辺はどうですか。

○政府委員(相良兼助君) 資金の運用範囲の拡大あるいは運用対象の多様化につきましては、かねがね簡易保険として取り組んでまいつたわけでありまふけれども、特に昨年の予算編成等につきまして郵政省の要望いたしました点を御説明申し上げて、それでよろしうございましょうか。

○大木正吾君 大蔵とはどういふやり合ひやつたのかというのを言わなかつたらわからないじゃないか。あなたがどういふ議題にしてこつちはこう答へただけじゃ話にならぬよ、それはもう。

○政府委員(相良兼助君) 昨年度私どもが要求いたしましたものはいろいろございまして、資金の運用の中身について申し上げますと、私どもは例えば株式の売買をできるようにしたいということも要望いたしました。それから金銭信託の中でも特定金銭信託の運用ができるようにということも要望いたしました。そういうことで折衝いたしましたわけでありまふけれども、合意を得るに至らず、今回御提案を申し上げておりますような指定金銭信託を事業団を通じて運用をする、さらに現在も運用対象としたしてありますけれども、社債、外国債の保有制限百分の十を百分の二十にふやすといふようなことで今回の法案の提出というところに相なつておるわけでございます。

○説明員(米澤潤一君) 簡易保険制度がやはり金融の自由化に対応して資金運用範囲を拡大していく必要があるんじゃないかという御要望がございまして、それは時代が変わつてまいりますから、簡易保険としてもそのポートフォリオの多様化を図つて加入者のニーズにこたえていく必要があるということは私どももそのとおりだと思ひます。御相談したところでございます。その御相談の結果、かなり画期的なことだと思ひますけれども、まず社債につきまして、従来は公益七業種という社債に限られておりましたけれども、これを

事実上全業種に拡大するという事で、社債の範囲が飛躍的に拡大いたしました。

それから外国債につきましては、従来外国の公債に限られていたわけでございますけれども、これも外国の一般社債にまで拡大いたしました。

去年の四月の八日の当委員会、それから先週金曜日の当委員会でも御答弁申し上げておりますとおり、国の会計がみずから運用するという限りにおいては、やはりぎりぎりの限界がそこまでで、元本保証のあるところというのが、一つどうしてもこれは財政の節度としてひつかかってしまう点ではなからうかということ御理解をいただきます。

簡易保険の特別会計がみずから運用するというものについてはそこまでとすると。しかし、一方でやはり事実上のポートフォリオの中身としてハイリスク、ハイリターンのもの中の一部入れる必要があるんじゃないか。しかし、国が特別会計の積立金をハイリスク、ハイリターンのもにみずからリスクを負うということになるのはやはり問題があるのではないかと。

そこは幸いと申しますか、加入者の利益増進を図るための簡易保険の事業団というものがございまして、この事業団の事業を拡大して、それを通じてそういうハイリスク、ハイリターンのものも民間の人材も活用しつつ、そしてさらに国が直接やるのに比べますと、事業団というのは、予算の統制というのも国の会計よりは自由がきくわけでございますから、そういうものを活用してやることにしようという画期的な運用対象の拡充を合意の上お願いしたところでございます。

○大木正吾君 社債は、これは資本金六十億以上の会社ですね。だからあなたは画期的とおっしゃったけれども、六十億円以上の会社というのは幾つあるかね。今百二、三十万ある会社の中で大体見当として一割もないな、大体五割あるかないかじゃないか、これは見当だけれども。余り画期的でないよ、これは。

それから関連しまして、二、三伺いますが、実はこれは、年金は新しく最近始めたばかりですか

ら余りウェット持っておりませんが、財投に対する簡保と年金の協力の度合いといましようか、あるいは貢献の度合いといましようか、そういう問題については、実は昭和五十一年には一〇%前後であったんですね。それが六十一一年に四・二%になり、そして六十二年に四・六%になり、大臣いらっしゃるから申し上げますが、予算委員会ならば税金が足りないからこっへ回したんだと、こういうことになっていくわけでしょうね。大体これはそういうものですね。

いづれにしてもそういう状態で、財投に簡保資金等が結果的にはやっぱり大変な協力をしていことは間違いないわけでございます。その中身ですね、これちょっと僕も驚いたんですけれども、六十二年度がどういう計算の仕方になっているかわかりませんが、昭和六十二年簡易生命保険及び郵便年金積立金運用計画となっていて、それは財投資金そのものではありせんけれども、結局内容を見ていきますと、政府関係の機関に對しまして構成割合が四八・七%であり、そして今度簡易保険、ここの分について見てみますと、これが七二%かな、何かべらぼうな数字になつてはいるんですが、その辺のくだりについて、これは保険局長から答えてもらいましようか。

○政府委員(相良兼助君) 最近の財政投融資に對しますところの簡保・年金資金の協力と申しますか、構成で申し上げますと、大体七二%という数字になっておるわけでございます。

○大木正吾君 そういふことなんでありまして、どうですかね、六十億程度の資本の会社の社債をやるよりは、保険局長どうかね、NTTの株を買った方が安定するんじゃないの。KDDの株買った方が安定するんじゃないの。国民は安心するんじゃないか。その辺はどうかね。どっちも割合に、きょうあたりは二百九十万ぐらいしてるかもしれないが、三百十五万までいった株だけれども、そんなに乱高下しないよ。横須賀通研見ただけでも大変なものだ。大臣からも人間減らせと言われて、裸でやっているんだからね。だから、

がくんといく心配ないですよ。株でも資産株と値ごろ株というか、適当に投機屋が入つてもうけておる株ありますよ。

そういう面でもって大蔵省は非常にかたくななんだな、おれに言わせると。頭かたいんだよ。あんなところで財テクやっているんだらう、本當言つて。ここと百九十五万株売つて、電電の株で幾らもうけたんだ、一体大蔵省は。自分のところはさんざんもうけておいて、そうして人の金を、国民の金を取り扱うと言つて、恩着せがましいこと言つてさ、それで一番安定株のものを買っちゃいけないって、そんなばかなことないですよ。ちよつとこれ漫談調じゃいけませんけれども、まじめな話として聞いてもらいたいんですけれども、やっぱり安定株というのについてはもう一歩踏み込みませんか、さっきの七二%じゃありませんけれども、とてもじゃないけれども保険加入者に対して決して利益を与えることになりませんよ。その辺は郵政、大蔵どう考えますか。特に大蔵省に聞きたいですね。

○説明員(米澤潤一君) 毎度同じ答弁で甚だ恐縮でございますけれども、やはりこれは一つの制度論であらうかと思ひますが、元本保証の制度的にないものを国の会計が運用することはいかにかかと思ひますけれども、今度の改正でお願いしております事業団を通じて指定単独というの、事実上そのポートフォリオの中には株の値上がり益も享受し得るものでございまして、その辺が限界ではないかといふふうに考えております。

○政府委員(相良兼助君) 現に昨年の予算要求では、郵政省といひましては、株式への運用ということを要求したわけでありまして、私どももといひましては、現在の日本経済の成長、特に戦後の成長の度合いといふことを考えますと、短期間にデフレーションをいたすならいざ知らず、長期的に発生をいたします生保・年金の資金でございますから、長期間株式を保有すれば、過去の実績から見まして消費者物価の騰貴率を上回る、それも二倍、三倍と上回るような収益力を示して

おるわけでありまして、必ずしも株が長期間で見つた場合はリスクが高いといふふうには思はないわけでございます。特に、これを一部の債券等と組み合わせることで最適なポートフォリオを組むということになりますと安定的なものになるということもありまして、私どもとしては、そういうことで株式の魅力にはまだ引かれておると申し上げるわけでございます。

○大木正吾君 私たちも応援するから大臣がいる間にどんどんどんどん、ちやうど大蔵大臣もぐらぐらぐらして、総理になりたくてしようがないわけだから、今おだてておくと非常に調子いいからやたらいいですよ、これはもう。私は電電出身だから、私が働いた分幾らか残っているんだから、株の中にはさ。言わしてもらいますよ。とにかくあなた、自民党税調会長とも三回ぐらい会つた。こつとも会つたんだからね。それは株の問題じゃありませんけれどもね。

それで、問題は、民間の生保との比較の問題なんです。ここは、これは実は問題になってくるわけでも、ここにちよつと表を持ってきてみたんですけれども、民間の生保、これの六十年度の増加資産のいわゆる割り当ての運用の仕方。七兆九千三百九億円が総額ですね。このうちの三兆二千三百六十二億、四〇・八%、預金、特定金債、そして株式一兆一千九百二十二億。しかし、さっき申し上げた特定金債信託の中には、背景に株があるというのを御承知願つておきたいですね。それから貸し付けが大体一兆三千八百十二億、公社債が一兆七千三百八十七億、こういうような数字が出てはいるわけですね。これが五十五年度の比較でも出てはいるので、この表を見ますと、五十五年度の場合には株式が四千六百五十億、公社債四千八百九十七億、総額の約半分ですけれどもね。貸し付けは二兆二千七百七十三億というような数字が出てはいるわけですね。

だから、どう見ても民間の生保の場合には、相当バランスをとつてやっているけれども、やっぱりそのときの金融事情、為替事情、債券事情等々

あわせて、大体見通しといつてもきょうの株があらした三分の一にぐんとくわけはないんですからね。これは小さい会社のことはわかりませんが、れども、まあ河本さんの会社なんかだめでした。しかしああいふのは特別な例なんであって、大体三年か二年ぐらひは中期的には見てるわけで、三年後は危ないよ、本当に。ダウ平均恐らく三万円ぐらひになるかもしれないけれどもね。三万円になった途端に大恐慌になるかもしれないので、株の方は大体二万六千円か七千円ぐらひでもってやめておいた方がいいと、こういう感じを、私は素人的にしている感じを申し上げているわけですからね。

そこで大臣、日経新聞ですが、けさ私、ちょっと田舎から出てきて本会議に出なかつたんですけれども、お葬式がありましてね。それで、生保は土地を信託にする。要するに株から今度は金の延べ棒ね、その次は土地だ。土地をちゃんと返す条件つきでもって、これは信託でもって、いわば何というのですか、土地債券というのか、土地信託というのか、そういったものを開発しようとしているわけですね。ここまで行っちゃっているんですよ、世の中は。財テクということはけしからぬと私は思っているけれども、庶民から金を集めたものはやっぱり工場生産に使つてもらつて、ところが工場生産をしようといつたって、あなた方の政府の責任でもって経済計画がそういうふうになつていないから、結果的には金はどんどんどん財テクへ回っていくわけでしょう。それは余分なことだけれども、いずれにしてもここまで行つていくことをよく御認識願うと、電電株とか国鉄株とか、日航株とか、日航はちょっと危ないかもしれないけれども、これは落つこちるからね。そういう点でもって危ないんですが、とにかくも、もうちょっとこれ、どうも大蔵省といつも毎年やり合つてゐるものだから、やりにくいんだけれども、ちょっと大蔵省、そういうことでもって、もうちょっと何か弾力的な方法を考へる方策はないですか。

○説明員(米澤潤一君) 簡易生命保険の運用対象につきましても、当初は例え昭和三十年には国債及び郵政事業特別会計等、国に対する貸し付け、いわゆる財政協力部分と金融債だけであつたものが、その後昭和三十一年に電力債が入り、四十九年にガス、私鉄が入り、五十三年に東銀が入り、五十四年に自動車運送、航空運送、電気通信等の社債が追加され、五十六年に外債が入りというように時代の流れとともに拡大してまいりまして、先ほど申し上げましたように、六十二年度にはこれらの歴史を全部ひくくつたよりもさらに大きな画期的な拡大をしたところでございますので、私は、現在のところの経済情勢で、簡易保険の運営には十分な運用対象ではないかと思つております。

大蔵省で返して恐縮でございますけれども、やはり国が株を持つということについては、どの株を選ぶかという問題もございまして、そういういわば市場に与えるインフレーションというふうなものもございまして、リスクの問題もございまして、大蔵省といつたしましては、これは毎回同じ答弁で申し上げてまいりませんけれども、消極的に答えざるを得ないところでございまして。

○大木正吾君 国がバックにおるから、信用があるからおまへち商売できるんだということ、株はどうしてもやっぱり危いからやめろという、これは大蔵省の私たちが考へることなんであつて、あなたなんかもうちょっと進んだ考へ方を持つていいと私は思ふんだけれどもね。そこはいいです。

そこで、大臣、最後にちょっと時間が残るかもしれないけれども伺いたいんですが、個人年金、ここに社労委員長やつた高杉君が在るわけだけれども、この人社労委員長やつた経験があるからよく知つていますし、年金じゃ神様でなければいけません。夫婦二人で、今十五万円でもって生活できまつか、どうですか。大臣どう思ひますか。あなたと奥さんで十五万円でもって生活できますか。

○国務大臣(唐沢俊二君) それは委員長に伺つた方がいいかと思ひますが、最低生活なら私はできると思ひます。

○大木正吾君 要するに大蔵省の課長が盛んに、国の信用をバックにしてやつてゐるんだから郵貯には余り自由に運用させないよと、こう言つてゐるんですよ。そうでしょう。ところが、十五万円では、大臣も声小さくなつてしまふんだけれども、どうも危ないよと、こういう感じなんだから。国がくれる年金で、十五万円でもって生活できないというところは、国に対する信用というものがだんだん――私がきくのうですか、おとといでしたか質問したように、どうも将来危ないな、こういう感じになつてゐて、余りいいことじゃないですよ、これ。

これは私の女房のものです。(資料を示す)郵便年金が誕生しましたときに、えらい熱心な局長が近くにおりまして、座り込まれたんですよ。それで、掛けた金額はたしか三百何十万ずつ三回か四回掛けまして、一千一百何万の掛けた覚えがある。そう言つても私は金持ちじゃないんですよ。女房が自分の金で掛けた。これ贈与税かかりませんからね。これと、持つてきたのは大正生命だから余り大きな――それと第一生命のやつもありましてね。これ見ると大体において、金利にずっとラインがあるわけですよ。見えますかね。下の青のラインが元本に対する三%の金利、こういうやつですね。これは特別の何かつくんですよ。さらにその上に三段階で、これは郵便局でやつてゐる郵便年金ですから局長は知つてゐるはずですがね。

これは何か資料拝見したら、三八・何%かな、ことし随分とふえてゐるんですよ。保険は一〇%までいかなかつたですね。なぜこれふえてゐるのかというところは、あなたはその背景はどういうふうにお考へになつてゐますか、ちょっと聞かしてくださいよ。

○政府委員(相良兼助君) 先生御案内のとおり、現在の郵便年金は昭和五十六年度に装いを新たにしまして、戦前からの郵便年金を新しくしてやつてきたものでございまして、まだ五年程度で歴史が浅いわけでございます。したがしまして、対前年度の増加率といふことになりまして、分母が小さいものですから、五千七百万件以上を数えます保険の方の伸び率と比べますと二倍ないし三倍の伸び率を示しておるといふことが一つございまして。

また、年金につきましては、昨今ふえておりますのは、当初は終身年金の方が多かつたんでありますけれども、昨今では定期年金、つまり公的年金へのつなぎとしての五年とか十年とかいう期間、定期的に一定期間の保障をいたします年金がふえてまいつておる、そういうことでございまして。

○大木正吾君 それで問題は、これにもやっぱり大蔵省が若干絡むのかもしれないけれども、民間の場合には基礎のところ、この青い部分ね、この青い部分の毎年の金利五%と見ておりますよ。だんだんこう上がつていくんですね。据え置きです、これは。掛け放しですからね。女房が早く死ねばわしはもらへるんですよ。私が今度女房の次に死ねば権利を持つてゐますから。もし加入者に事故があつた場合にはというところに私の名前が入つてゐますからね。まあそれは変な話だけれども、そういうふうになつてゐるわけだけれども、私が仮に入れば、私が死ねば女房がもらふことになるんですよ。

ただ問題は、これを民間と比べたときに物すごい商品の、これこそ商品なんです。大変な違いが出てくるんですよ、最終的にはね。十五年ぐらひしますと、大体において一千万ぐらひ違つてくるんですよ。というところは、一千万というところはトータルですよ。トータルで十五年間にもつた年金が、年金の総額が郵便年金の方が約一千万近く少ない、こういうことなんです。これを一遍保険局長計算したことあります。きょうまたここに、時間がなかつたから、同じ条件のものを持つてこれなかつたんですよ。同じ条件のものを事

務局で調べてもらって、一遍これはやっぱりやっ
た方がいいですよ。

保険の募集も大事だけれども、私はむしろ、ま
あ井戸端会議でもってお母さん方と話をします
と、おばあちゃん方と話をしますと、やっぱり先
生、私たちは年とったらどうすればいいんですか
と、こういう話から始まって、まず一つは年金に
入りなさい。それもやっぱりあなた、政府の年
金じゃ飯は食えないからね、やっぱり個人年金で
もって少しは補てんしなさい。その次には、土
地が三十坪くらいあるから、その土地を早いうち
に分割して、自分の息子か孫か、だれか遺族に
分割して、一平米ずつでいいから、東京二十三区
は大体公示価格でもって百万前後大抵していま
すからね。大臣びっくりしているけど、だからた
くさんはだめなんですよ、あれ。結局だから贈
与税なんかもかかってくることもありますし、ま
すから、とにかく登記所なんかと相談しながら、
一平米ずつを十年間やつたところが、ちょうどこ
れが三坪なんです、三坪ね。しかし三坪といえど
も、これをもし時価でもって買えば一千二百万か
ら一千五百万するんだからね。そういう知識を
つけながら教えてあげていけるんです、一生懸命に
塾みたいになさ。そういうことは政治家としてき
め細かい仕事の部分なんですけれども、大きい仕
事はまた大きい仕事で別にやりますけれどもね。

こういうことが私は大きな問題ですから、や
っぱり郵便年金なども、これからは保険も大きな
問題には違いないですけれども、しかし生まれて
まだ五年しかたないということ、よくわかりま
すよ。わかるけれども、やっぱりさっき大蔵
省——ここは大蔵省認めますよね。大蔵省さんが
ついているからと、こういう話をすればいいわけ
で。

だから、僕はいつも言うんだけれども、建設国
債と定額郵便貯金と証書二つ持っていて、どっ
ちを信用するかといったら、どっちも同じに信用
しますと、こう言うから、建設国債をGNPの
一・五%ぐらい出したって平気じゃねえかと、こ

ういうふうな話をするんだけれども、この人はう
んと絶対に言わないからね。

ちょっと話余分だけれども、とにかくそういう
たことで、ぜひ年金問題について、私はこの年金
の説明があったときに、ぼおんと言ったことがあ
るんですよ、保険じゃないよと、これからはね。
政府が今度あと三年たつたら、国民年金を吸収し
て、またもつと利率を悪くするんじゃない、恐ら
く結果的には、払いがたくなってしまうだけでし
ょう。そうしたら結果的には自己防衛しかないん
だからね。

だから、これからは、保険局長ね、大臣の言う
ことを聞くのも大事だけれども、まあ反抗をした
ら首切りになるかもしれないけれども、しかし、
やっぱり大事なのは、あなたこれからは、保険
局ずつとやっていくんだから、とにかくにも年
金の方にもつと力を入れてキャンペーンなり、と
るいは、おたくでもうからないとかもうかる、と
か、そういうことは余り考えちゃいけないです
よ。国民のために、老後生活を守るのにどうした
らいいかということ、自分の手数料が幾らにな
るかじゃないと私は思うよ、本当に。そういうこ
とを考えて、ぜひ年金の本来の姿をいば映し出
して、大臣からぜひ一言お願いしたい。

○政府委員(相良兼助君) 新しい年金を発売いた
しましたときに、早速お入りいただきまして大変
ありがとうございます。

一般的に私どもの郵便年金と民間の年金を比べ
ますと、私どもの方は三%の通増制という形を基
本的な仕組みといたしておまして、民間の方は
定額制というところで、そういう差異がありまし
て、特に当初の間では、民間生保の方が手厚い保
障になっておりますけれども、私どもの郵便年金
の方は、長生きをすればするほどその点やが返
ってくるという形の商品を考えておたわけでご
ざいます。
なお先生御指摘の、今後の年金に対して力を入

れていくということにつきましては、まことにそ
のとおりだと思ひまして、四月一日からは特に夫
婦年金を新しく発売いたしまして、どちらの方で
も御存命の間は年金の対象として支給がなされる
ような保険を発売し、四月の実績だけで一万五千
件近い実績を上げております。今後ともひとつ特
に若い層に対する年金思想の普及といったような
ものについて努めてまいりたい、このように思っ
ております。

○国務大臣(唐沢俊二郎君) 大木先生御指摘のと
おり、高齢化の進展によりまして、個人年金の役
割は非常に増大をいたしておるわけでございます。

我々は二万三千の郵便局を通じて、あまねくこ
れが提供されますということで、郵便年金の使命
は大きく同時に思っておるわけでございます。
ただ残念ながら、これはたしか昭和五十六年に制
度改正が行われてまだ日が浅く、普及状況は十分
だとは思っておりません。

また、運用につきましては、先生が今るる仰せ
られましたように、やっぱり安全確実なやると同
時に、高利有利に運用して、それこそこれを国民
の皆様に還元しなければならぬと思つて、今後
とも財政当局とも鋭意交渉をいたしているわけで
ございます。そして今後とも魅力のある年金商品の
開発に努めてまいる所存でございます。

○大木正吾君 終わります。

○鶴岡洋君 法案の審議ですからダブルとところが
大変でございますけれども、御容赦願ひたいと思ひ
ます。

最初に、金銭給付型の保険が今度の法案で出て
きたわけですが、この金銭給付型の保険を
この法案に出してきた根拠といふますか、高齢化
社会を迎えて、こういうふうな言われてきたの
は、最近ではなくてもうずっと以前から言われて
きています。最近では高齢化社会というよりも超老
化社会、こういう言葉が出てきましたけれども、
まずこの金銭給付型の保険が出されてきた根拠、
これを教えてください。

○政府委員(相良兼助君) 従来の生命保険では、
保険の対象としたしまして、人の生存もしくは人
の死亡ということで構成をされておるわけござ
います。その代表的な例では、一つ養老保険で申
しますと、これは一定期間生存をしたということ
によりまして保険金を支払うということござい
ますし、逆に死亡したということによりまして保
事故といたしまして、その際に、死亡の際に保険
金を支払うのが終身保険でございます。そのよう
に一定の状況あるいは一定の期間の達成によりま
して、あらかじめ契約をされた保険金を一括
してお支払いをするということが保険であつたわ
けでございますけれども、昨今の人口の高齢化現象
というものがございまして、寝たきりになられ
る、他人の介護を必要とする老人の方がふえてま
いっております。さらに今後の二十一世紀の展望の中
でその数がふえてまいります。そうしますと、何か
の際に一括して保険金を支給されることよりも、そ
ういう状態に立ち至ったときに、一定の期間でも
継続的に、安定的に保険金が支払われる。そうい
う保険がほしいといういろんな各方面からの御要
望、御指摘等もございまして、今回、それにこた
えるべく介護保険を創設をするということで御提
案申し上げておるわけでございます。

○鶴岡洋君 それでは法案の内容ですけれども、
この要介護状態による保険金の支払い期間を、こ
れ先ほど出ましたけれども、十年間に限定してお
りますけれども、なぜ最高十年間にしたのか、こ
ういうことでございしますけれども、御説明いた
けますか。

○政府委員(相良兼助君) 介護を要すべき状態に
なれましてからの支払いの期間を十年というこ
とにいたしましたのは、一つは東京都の資料等に
よりまして、介護を要すべき状態になられて十年
以上の方はほぼ一割程度であつて、大方の方は十
年以内という状況にあるということが、一つの十
年にしてもよろしかろうという判断をいたしたわ
けでございますけれども、一方また、総体の限度
額の制約というもので、介護に重点を置いた

形の保険を創設するというのも両面あわせ考
えまして十年ということになったわけでごさ
います。

○鶴岡洋君 これは民間の生保もこれと同じよ
うな、今度郵政省で出す法案と同じようなわゆる
高齢者重度介護年金つき終身保険というのがあり
ますけれども、この中には保険料払い込み期間中
の死亡保険金額と重度介護年金の組み合わせ比
率が十倍型だとか五倍型だとか、三倍型ですか、
二倍型、こういうのがありますけれども、こうい
う選択ができるように法案をするようなわけには
いかないんですか。

○政府委員(相良兼助君) 現在検討いたしてあり
ます。なおその資格ということで申し上げてお
るわけでごさいますけれども、そのバリエーショ
ン等につきましては、今後とも検討は続けてまい
るというふうに思っておりますが、総体に入限度
額に制限のあります簡易保険といたしましては、
今申し上げましたような形の十年型で、死亡保険
金との割合が二ぐらいであるのが一番目的にな
ってはおるのではなからうか、このように現在
は考
えておるところでございます。

○鶴岡洋君 局長、私先ほど質問した金銭給付型
の年金を今度始めると、こういうことで、その根
拠は何かということでも質問しましたけれども、こ
こでも同じですけれども、私が申し上げたいの
は、疑うわけではございませんけれども、民間
は、もちろん金もうけのためにどんどんどん
いろんな開発をしているわけです。そういうこと
で、どうもこの郵政省のやるのは後発型になるよ
うな感じが、ということば、まねをして、ああい
いものをやっているから今度こっちもやろうと、
そういう感じがしてならないわけです、そうでは
なくて、やはり民間のいわゆる生保のやっている
いい商品、さつき商品のあれが出ましたけれど
も、この言葉はともかくとして、そういう開発を
するような研究を、今大木先生の言われるよう
に、やはり国民のためということで、より有利
に、また国民の本当にためになるような開発を私

はしていつてもいい、こういう気持ちがある
わけですね。そういうことで言っているわけなん
です。

○政府委員(相良兼助君) 民間生命保険との間
ではいろいろ切磋琢磨いたしまして努力をしてま
いらたいと思っておりますけれども、今回の
介護保険につきまして申し上げますと、民間では
既に四社が発売をいたしておりますけれども、こ
の四社のサービスは、寝たきり老人だけを対象と
するが、あるいは痴呆症状という言葉は余り使
いたくないんですが、これにかわる適当な言
葉が今ございませんので、あえて使わしていただ
きますが、この痴呆状態を対象とする保険のい
れかです。私どもの今回考えておりますこの
介護保険は、寝たきりとそれから痴呆両方を対
象とするという点におきまして、そういう意味で
は新しい新機軸というふうに言えようかと思
っております。

○鶴岡洋君 わかりました。
それでは、この被保険者が介護サービスを受け
られるに必要とする年間の費用は大体どのくら
いとおられるのか。これに対して今回の保険で
私は十分ではないと思っておりますけれども、十分
できるかどうか、この点はどういうふうにご
おられますか。

○政府委員(相良兼助君) その方の介護を要すべ
き状態にもよるかと思っておりますけれども、一般
必要とされる費用というものは、東京
都の都下でございます、これはかなり名前の通
った機関でございますけれども、そこにおきま
すところの介護についての費用というものを一
般的な例で計算をいたしますと、ほぼ十万円に
なるといふことがございます。提供されるもの
によりましてすべてカバーができれば理想でござ
いますけれども、おおむねそれにつきまして賄
うに足りるといふことで考えて提案を申し上げ
ておるところでございます。

○鶴岡洋君 それでは、今度の限度の引き上げは
考えておりませんか。

○政府委員(相良兼助君) 簡易生命保険の加入
の限度額につきましては、一昨年にこの加入限度
額を九年ぶりに引き上げるといふことについて
決定を見まして、昨年の九月から一定の条件のも
とでございまして、一千万の加入、現に加入
をされておられる方でも、一千三百万までは加入
が可能となるような引き上げの措置をとった
ところでございまして、したがって、昨年この限
度額を引き上げたということもございまして、今
後は加入の状況、さらには加入者の方々の御
要望、それから物価の騰貴率等それぞれを勘
案しながら今後また検討してまいりたい、この
ように思っております。

○鶴岡洋君 先ほど出ましたけれども、この認
定の件でございけれども、介護を要する身体障
害者の状態に対するいわゆる認定は、どのよう
にございのか、この点いかがですか。

○政府委員(相良兼助君) 認定につきましては医
師の診断書、または証明書に基づきまして簡
易保険事務センター、ここにも医師を常駐
させておりますけれども、この簡易保険事務
センターで行うということを考えております。

○鶴岡洋君 簡易保険事務センターの医師でな
ければならない、こういうことになるんですか。
それとも医師の資格があればだれでもいいと、こ
ういうことになるのか。また別個に郵政省で
この医師でなければならぬという医師を認定
する、認定の医師ですね、そういう医師を決
めるのか。その点はどうなんですか。

○政府委員(相良兼助君) 全国で医師ということ
で仕事をしておられる方、その医師の診断書
に基づきまして認定する事務を事務センター
でやる、このようなことでございまして。
○鶴岡洋君 そうすると、郵政省で認定をする
認定の医師は、特別にこの人でなければなら
ない、ということはないわけですね。この医
師で、要するに医師の資格のある人はだれ
でも、その医師によって診断をして、診断書
を持ってくれば、保険センターですか、そこ
で決める、こういうことではないですか。

○政府委員(相良兼助君) そのとおりでござ
います。

○鶴岡洋君 それとこの認定の内容でござい
けれども、何事にもボーダーラインがあるわけ
ですけれども、この認定の内容についてはどう
いうふうにお考えですか。

○政府委員(相良兼助君) 一般的な認定の基
準といたしましては、特別養護老人ホームの
入所判定基準というのもございまして、お
おむねこれを参考にしたしながら、今後この
専門家の御意見を十分伺いをして、できる
だけ客観的に判断をする、そういう基準とい
うことでまいりたいと思っております。

○鶴岡洋君 国でやっているいろいろな福祉
制度の中には、例えばいろいろありますけれ
ども、大体申請主義、申告主義というの
が多いわけですね。この場合には児童手当
のように申告をしなくても、自動的に
もらえないのか、それとも先ほど出
したけれども、契約時に契約している人
がそういう状態になった場合には、認定
された場合には間違いなくお金を
出す、こういうふうにするのか、その
辺はどういうふうにするんですか。

○政府委員(相良兼助君) 保険金支払いの請求を
いたしていただくのを開始するということ
になります。

○鶴岡洋君 そうすると、申請を、申告を
して、それで認定して払う、こういうこと
ですね。
○政府委員(相良兼助君) さようござ
います。
○鶴岡洋君 それと関連して、保険料の
払込期間、被保険者が要介護状態とな
らない場合、健康な場合、一定期間ごと
に健康祝い金を支払うことを検討して
いるようでありまして、郵政省の
具体的な構想についてお聞かせ願
いいたします。
○政府委員(相良兼助君) この保険は、主
眼が介護状態になる、ということの手当
でございますが、皆さん方すべて介護
状態になられるわけでは

はございませんで、むしろ健康で老後をお過ごし
いただく方々も多数おられるわけでございます。
こういう方々に対しましては何かの意味で長寿
のお祝い金と申しますか、健康のお祝い金、これ
を差し上げて祝意を表するということをご現在考
えておられます。保険料の払込期間が終了
いたしましたから一定期間、何回かの祝い金と
いうことで現在検討いたしておるところござい
ます。

○鶴岡洋君 民間では五年ごとというふうな
があるようにすけれども、今検討しておられると
いうことですけれども、大体金額、それから毎月
というわけにはいかない、毎年ですか、五年ごと
とか二年ごととかいう見当はどうでしょうか。

○政府委員(相良兼助君) 一定期間と申しますの
は、現在やはり最も妥当であるのは五年程度かと
いうふうに考えております。

○鶴岡洋君 介護保険の保険料は大体どのくらい
想定しておりますか。

○政府委員(相良兼助君) これは給付の内容が確
定いたしましたら、その保険料の計算というものは
その後になるわけでございますけれども、おおよ
ね概略で申し上げますと、この介護保険の保険料
は、普通終身保険の保険料、同額の保険料に比
まして一割程度は保険料が安くなるというふう
に考えております。

○鶴岡洋君 次に、この介護保険と高齢化や福祉
に対応した商品の開発についてですけれども、民
間の保険業界というのは非常にいろいろな商品
を開発しているようにすけれども、これに似た、い
わゆる民間生保の商品に似たようなものを幾つか紹
介していただけますか。

○政府委員(相良兼助君) 民間保険で最近開発を
されまして商品化をされておりますものを幾つか
申し上げますと、今回の介護保険と同様のものを
四社において開発をされておられるわけでありま
す。そのほかに私どももことし四月から夫婦年金
を発売いたしましたけれども、この種の夫婦連生
年金は民間でも発売しておられるわけございま

し、あるいは私どもの確定年金、先ほど当委員会
でちょっと申し上げましたけれども、五年とか十
年とかいう一定の期間を区切りますところの定期
年金、これを期限が確定をしておるという意味で
確定年金、こういう商品も開発をされておしま
す。

なおまた、最近の医療のニーズというものが高
まっておりますので、医療関係の特約については
民間の方もいろいろ工夫を凝らしておられる。こ
れに対応しまして、私どもの簡易保険といたしま
しては、介護保険につきましては今回御提案を申
し上げておりますが、既に夫婦年金を発売をいた
しまして、さらに高齢化時代の単位としての夫
婦、この夫婦の方の生活の安定に資するという意
味におきまして、さらに夫婦の第二弾でありま
すけれども、今秋には夫婦保険を発売するという
ことで現在準備を進めております。さらには、医
療関係で申しますと、特約につきましては現在こ
の内容の検討を進めておりまして、今秋には現在
の特約をさらにいろいろ御要望にこたえた形で内
容を改善してまいりたい、このようなことも考え
ておるわけでございます。

○鶴岡洋君 今回のこの介護保険は私は結構なこ
とだと、こういうふうな思っております。この法
案ももちろんそういうことで賛成ですけれども、
こういうことからすると矛盾すると思ふんですけ
れども、大臣にちょっとお聞きしたいんですが、
時代の流れ、経済の変動、それから超高齢化社
会、この到来等で、今言ったように民間生保の方
ではいろいろな保険の内容を含んだ商品がどんど
ん出てきているわけですから、そこで、開発者はい
方へいい方へということでは商品をつくって
いるんでしょすけれども、加入者側からすると、
私もそうなんですけれども、こんな新しいものが
出た、こんないいものが出たということ、どん
どん出てくるわけです。

それを説明する人も、よく消化しているから説
明するんでしょすけれども、完璧に説明できない
というセールスマンの中にはおりますし、我々は

もう全然と云っていいほど新しい商品を消化し切
れないわけですね。こういうふうな目まぐるしい
新しい商品が出るということについて、私は、今
のままだ、もう時代が変わるわけですから、こ
れは年齢も変わるし、それこそ時代が変わって
くるわけですから、新しいものをつくるのはこれは
結構だと思ふますけれども、余り目まぐるしく変
わることについてちょっと疑問があるんですけれ
ども、この点については大臣はどんなお考えを持
っておられますか。

○国務大臣(唐沢俊二郎君) 先生のおっしゃるこ
とは私も日常感じておるわけでございますが、や
っぱり国際化時代でだんだん国境というものがな
くなり、また自由化でいろいろな垣根もなくなっ
ている現在でございます。そして情報化時代とい
うことで、ニーズも非常に多様化をいたしてあり
ますので、それにあわせて民間でも我々でも新し
いサービスを開発していかざるを得ないというこ
とで今努力をいたしておるわけでございますが、
民間と簡保、郵便年金、それぞれ特色を出し合っ
て、切磋琢磨してやっていくべきではないかと思
っておりますが、どういうふうな整理するのか、
こういう状態でございまして、一生懸命切磋琢
磨してやって、国民の皆様へのニーズにこたえて
いくことしかないんじゃないかと思っております。

遺サービス、いわゆるサービスの取り次ぎ、あつ
せん、このようなことをしているようにすけれど
も、郵政省としては、こうした介護人の派遣サ
ービスの取り次ぎ、あつせんはどのように、これか
ら進む問題ですけれども、考えておられますか。
○政府委員(相良兼助君) 現時点におきまして
は、この介護人の派遣サービスということまでは
考えておりません。私どもがこのサービス、いわ
ば取り次ぎサービスを実施をするというために
は、派遣することのできる多くの介護人の方が存
在をするということがまずは前提でありまして、
現状におきましては、こういう介護に当たられる
方が絶対的に不足をいたしておるといことがござ
います。あわせて、また利用できる地域が
限定をされるということでは、全国津々浦々を対
象といたします国営保険であります簡易保険とし
ては踏み切るわけにはまいらない、そういう状況
でありますので、今後の関係施設の整備というも
のを十分注視してまいりたいと思っております。

○鶴岡洋君 これは、昭和六十二年の課題とい
う郵政省の機関誌の中で局長がおっしゃっていま
すけれども、簡易保険の世帯普及率は約六〇%で
すね。六十一年度で発生したいわゆる大きな災害
とか、それから事故、そこにおけるいわゆる被災
者の中で簡易保険の加入率は約三〇%、極めて率
としては低いわけです。この加入者層の隔たりが
見られる。加入金額も、必要保障額といった面か
らしても十分と言えない、そういう額になってお
るわけですが、そこで特に多いのは、若い
人とかというものが加入者が少ないと、こういう傾
向があるわけですが、青年、壮年層の開
拓、それから職域の開拓ということも考えなければ
ならないんじゃないかと、こういうふうに思
いますけれども、これに対して局長具体的にどんな
対策を立てられようとしておりますか。

○政府委員(相良兼助君) 私どもの簡易保険の加
入者の方というのは、確かに先生御指摘のよう
に特徴がございまして、まず赤ちゃんとして誕生

をしたとき、あるいは小学校に就学をするといった、そういう若年層の加入者が大変多いというところが一つの特徴でございます。また、それと反対に、今度は比較的高齢者の方が簡易保険にお入りいただくということも特徴でございます。中間の壮年層、青壮年層の加入が一般の民間生命保険に比べて低いという状況になっております。

普及率という点から申しますと、現在、世帯で六〇％弱が各種調査で示されておりまして、十軒に六軒近いところで簡易保険を御利用いただいているわけでありまして、先生が引用なさいました記事では、特に世間の耳目を聳動するよう大きな、何十人あるいは何百人という方の不幸な事故があった場合、私どもとしても即時払い等すぐ対応ができるようにいたすわけでございますけれども、実際にそういう大災害の加入割合というのを見ますと、先生が御指摘になりましたような三〇％でありまして、あるいは四〇％であるというふうに、六〇％に近いような一般的な数字になっていないということで、これはおおむね地域的にむらがあるという点も指摘をして、全国あまねく普及をさせるという点からの簡易保険の使命からも問題があるという意味も含めまして言っておるわけでございます。

先生御指摘の青壮年層、若い世代、特に働き盛りの世代に対する保険商品といたしまして、いろいろ私どもも手を打ってまいっております。昨年九月にはナイスプラン、片仮名で申しわけないんですが、一割以上超えるような生存保険金つきの商品を発売いたしましたし、さらには十倍型特別養老保険というのも青壮年向けに三年前から発売をいたしておるというようなことでございます。

【委員長退席、理事岡野裕君着席】
おかげさまで、さらには職域、一般の職場におきまして生命保険に御加入になるというケースが非常に特にサラリーマンの場合多いわけでありまして、ここも簡易保険にとりましてはどちらからかという弱い部分でありますので、この職域

募集の取り組みということも努力をしております。昨今の数字でちょっと申し上げますと、青壮年層、この場合二十五歳から四十五歳ということとらえますと、年間で四月末の数字それぞれ申し上げますが、六十年四月末には、この層の新契約件数が八十九万件でございました。これが六十年には九十八万件という数字になりました。さらに六十二年四月末、つい先月でございますが、これが百一十一万件というふうに年ごとにこの層の保険がふえてまいっております。職域で御加入をいたしました保険も同様で、六十年四月末で二十五万件、六十年四月末三十二万件、六十二年四月末三十九万件というふうに着実に増加をしております。この年代層に対する保険の普及が、努力をしてきた結果が少しずつは生えてきておるのかなというふうに考えておる次第であります。

○鶴岡洋君 次に、簡易保険郵便年金に関する調査研究会の総合福祉システム部会の、総合福祉システムの構築に向けてと題する中間報告書の中で、先ほど質問したのとちょっと関連があるんですけれども、早急に取組むべき内容として、金銭給付型介護保険の開発のほか、郵便局員における訪問サービスの実際、ケア機能を備えた加入者福祉施設のパイロット・プランの実施等が挙げられておりますけれども、こうした指摘に対して、郵政省はどのように具体的に取組んでおられますか。

○政府委員（相良兼助君） 先生御指摘の総合福祉システムの構築に向けて、この研究会の報告書の中で幾つか取組むべき課題ということで提言をいただいております。

その中で、先生がお話いただきました郵便局員の訪問サービスでございますけれども、これは郵便局員が一人暮らしの老人の家庭等を訪問いたしまして、安否の確認、あるいは健康状態等について確認をいたしまして、もし異常な状態でも発見されますれば、関係の施設なり地方自治体等と連絡をいたすとか、あるいは郵政サービスを代行

してとり行うとか、そういったことが内容となるものというふうに考えておりますけれども、これにつきましては、いろいろ地方自治体におきましますところの現在のいろいろな形でのいろいろな一人暮らしの老人に対する施策、そういうものとの関連性もございまして、現在、それぞれ関係の職員が現場の視察でありますとか、資料の収集とかに当たっております。また関係方面とも協議を続けておるというところでございます。

また、もう一つのパイロット施設、パイロット・プランという形で、介護機能を加えたような何か施設がでないかというところにつきましても、これもなかなかノーハウの問題もございまして、介護をする職員の問題もございまして、大変大きな問題でございます。私どもの保険事業の経営という問題もございまして、軽々になかなか取り組むことができないところでございまして、勉強を続けるというところはやっておりますし、終身の介護を要すべき方々を収容するというところで施設をつくるということとはなかなか重たいわけでありまして、けれども、先ほど片仮名というところで言われましたが、ショートステイ、短時時間の介護でありまして、とか、デイケアと言われる、通所をしていただくようなサービスといったようなものにつきましましては、多少なりとも実験的に取組むことができないうことと検討をいたしております。

○鶴岡洋君 私の聞いているのは、実験的に大分県でやっている、こういう話をちょっと聞きまして、ただけれども、この郵便局員の訪問サービスというのは、反面その局員の過重労働につながるのか、それから職務専念義務を侵されるとか、反するとかと、こういうネックもあることもわからないわけではございませんけれども、私はやっぱりサービスという面からいけば、実験の結果はどういうふうに出るかかわりませんけれども、やった方がいいんじゃないかなと。もちろんこれには自治省も関連してくる、大蔵省も関連してくる、厚生省も関連してくるでしょうけれども、この点について前向きにやるつもりで実験はやっているんでしようけれども、これを進めていくのか、それとも現在までやった実験で、結果もこれはだめだと、こういうふうに思っているのか、その辺はどうなんですか。

○政府委員（相良兼助君） まだ省として実験をいたしたという段階ではございませんが、全国のごく一部分の郵便局でありますけれども、先ほど先生が御指摘なさいました大分県、あるいは福井県とか徳島県、山口県等、局によりましては、既に局限りにおきまして実施をしておりますところがございます。この観点では本来業務、それぞれ担務をいたしております郵便、貯金、保険等々の本来業務との兼ね合いの問題もございまして、さらにはどの程度のことならばやるのかという、そういうサービスの内容の問題もございまして、かつ経費を必要とするならば、その経費の負担等につきましてもやはり検討を要すべき問題があるというところでございまして、先生御指摘のように、厚生省でありますとか、あるいは地方自治体といったようなところの意見等もいろいろお聞かせ願います。今後一部地域において実験をするというふうな方向も含めまして、さらに検討をいたしたいと、このように思っております。

○鶴岡洋君 もう一つ、総合福祉システム部会が調査研究を進める一環として、昭和六十二年十二月実施した福祉サービスの選好に関する調査によると、医療費や介護費をお金で払ってくれる保険、それから人間ドックや健康相談を受けられるサービス、緊急時の連絡などの安全保障サービス、こういうのに高い要望というのですか、期待があるように思われますけれども、郵政省はこうした国民の要望に対して具体的に何か研究しておられるのか、この点はやはりそうなのですか、どうなのですか。

○政府委員（相良兼助君） この六十年十二月の福祉サービスの選好に関する調査、全国で四十歳から七十四歳の方々の調査をいたしたわけでございますけれども、介護費をお金で払うような、そういう金銭給付の保険というものを開発するという

て前向きにやるつもりで実験はやっているんでしようけれども、これを進めていくのか、それとも現在までやった実験で、結果もこれはだめだと、こういうふうに思っているのか、その辺はどうなんですか。

○政府委員（相良兼助君） まだ省として実験をいたしたという段階ではございませんが、全国のごく一部分の郵便局でありますけれども、先ほど先生が御指摘なさいました大分県、あるいは福井県とか徳島県、山口県等、局によりましては、既に局限りにおきまして実施をしておりますところがございます。この観点では本来業務、それぞれ担務をいたしております郵便、貯金、保険等々の本来業務との兼ね合いの問題もございまして、さらにはどの程度のことならばやるのかという、そういうサービスの内容の問題もございまして、かつ経費を必要とするならば、その経費の負担等につきましてもやはり検討を要すべき問題があるというところでございまして、先生御指摘のように、厚生省でありますとか、あるいは地方自治体といったようなところの意見等もいろいろお聞かせ願います。今後一部地域において実験をするというふうな方向も含めまして、さらに検討をいたしたいと、このように思っております。

○鶴岡洋君 もう一つ、総合福祉システム部会が調査研究を進める一環として、昭和六十二年十二月実施した福祉サービスの選好に関する調査によると、医療費や介護費をお金で払ってくれる保険、それから人間ドックや健康相談を受けられるサービス、緊急時の連絡などの安全保障サービス、こういうのに高い要望というのですか、期待があるように思われますけれども、郵政省はこうした国民の要望に対して具体的に何か研究しておられるのか、この点はやはりそうなのですか、どうなのですか。

○政府委員（相良兼助君） この六十年十二月の福祉サービスの選好に関する調査、全国で四十歳から七十四歳の方々の調査をいたしたわけでございますけれども、介護費をお金で払うような、そういう金銭給付の保険というものを開発するという

ことについての可否を問いましたところ、七割近くの方がそれはやってもいいという御要望であったとか、今御指摘をいただきましたような幾つかの御要望がございました。

この金銭給付の介護型保険につきましては、まさに今御審議をいただいておりますところでございますけれども、人間ドックとか健康相談のサービスというものにつきましては、これは既に実施をいたしております。最も大がかりにやっておりますのは東京簡易保険郵便年金会館、さらには大阪簡易保険の総合健康センターといったようなところで人間ドック等をやっておりますし、さらに健康相談その他につきましては、各地域にあります診療所等でこれに取り組んでおると。特に成人病の健康診断等について力を入れておるといふことでございます。

○鶴岡洋君 緊急時の連絡はどうなんでしょうか。

○政府委員(相良兼助君) この緊急時の連絡と申しますのは、二十四時間体制で取り組むというところが必要になるケースが多いわけでありまして、一部自治体でこれを手がけておられるところがあるというふうな承知をいたしておりますけれども、

〔理事岡野裕君退席、委員長着席〕

このような体制をつくってまいるといふことは大変これは難しいことでありまして、先ほど申し上げましたような安否確認、あるいは一般的な健康の異常というもののについての郵便局員の確認というふうなことで検討をするということになろうかと思っております。

○鶴岡洋君 何回も言いますように、社会生活が非常に複雑化してくると同時に高齢化社会、核家族、これが進行してきているわけです。今度の法案もそうですけれども、保険加入者がみずからの保障について、ライフサイクルの変化に合わせて設計的な形態をとるようになることが求められているわけでございますけれども、そこで簡易保険と年金、この組み合わせ、簡易保険から郵便年金への変更等を検討すべきではないか。最近では保

険が年金か、どっちがいいかというふうな議論もございまして、また、年金の方へ移行して行くような感じもしますけれども、こういう指摘があるんですが、郵便年金への変更、これは検討する時期が来ているんじゃないかと思っておりますけれども、この辺はいいかなんですか。

○政府委員(相良兼助君) 人生八十年時代と言われるように、多くの方がかなり高齢までお過ごしになるという状況になっておりまして、先生御指摘のライフサイクルというものが次第に様相を変えてまいっております。特に三十代、四十代の子育ての時期が終わりました。五十代の後半からは改めてまた、老夫婦と言いますとあれでございますが、二人の夫婦生活を数十年にわたってお送りになるというふうな点が特に顕著でございます。そういう意味で改めて高年夫婦の問題が認識をされるべき状況になっておるといふことで、私どももいたしましては、夫婦年金でありますとか、夫婦保険というふうな商品を用意をいたした次第でございますけれども、保険と年金とを相互に、自在に変更できないかというふうなことにございまして、現在の私どものそれぞれ商品をつくっております基礎になります簡易生命保険法でありますとか、郵便年金法といったような仕組みの問題もございまして、あるいは財政の経理の面の問題もあるわけでございます。

ただ、これらのそれぞれの商品と組み合わせを発売をするということは大変魅力もあることだといふことで、さらに先生御指摘の保険と年金との相互のチェンジというふうなことも含めまして、商品開発のプロジェクト、また商品と申し上げましたけれども、そのサービス開発のプロジェクトというものを発足させておりまして、簡易保険局の局内におきまして、これらの検討をやっておるといふところでございます。

○鶴岡洋君 もう一点は、民間保険業界では貯金口座、銀行の預金口座からの自動支払いが実施されておりますけれども、これには大蔵とも調整をしなきゃならないし、いろいろな問題があるとい

うことを私は聞いておりますけれども、加入者サービスの向上を図るという観点からも、この民間生命保険業界と同様、貯金口座、銀行口座からの自動支払いというものは、これはできないものでしょうか。

○政府委員(相良兼助君) 昨年の六月から郵便振替口座を利用いたしまして保険料の自動払い込みというのをやるようにいたしました。現在十数万件の御利用をいただき、月ごとにこの利用が増加をいたしております。特に本年四月からは、月払いの保険料のこの口座を利用した払い込みにつきましては、保険料の一・五割を割り引くというふうなこともいたしましたので、相当また御希望がふえるんじゃないかというふうなふうに思っているわけでありまして。

民間の金融機関の口座からということでございますが、現在の郵便振替口座の保険料支払いについての取扱手数料は一件当たり十五円でございますけれども、民間の取り扱いの手数料は、これの倍もしくは三倍程度の経費を必要とするというふうなこともございまして、現段階ではなかなかそこまでまいりかねるわけでございますが、しかし、今後検討すべき課題の一つであらうとは思っております。

○鶴岡洋君 次に、五十八年三月の臨時行政調査会の最終答申の中で、簡易保険郵便年金福祉事業団について、原則として会館、それから宿泊施設等の新設を行わないことという御指摘をされているわけでございますけれども、郵政省ではこの答申に対してどんな方策を講じておられましたか。

○政府委員(相良兼助君) 五十八年の臨時の答申の中におきまして、簡保事業団につきましては、原則として会館とか宿泊設備等については新設をしないという内容の答申になっておるわけでございます。原則として新設をしないということでございます。

す。また、全国各地におきまして、依然として新設の要望も数多くあるわけでございます。今後の豊かな長寿社会あるいは健康の増進といったような点を考えまして、いろいろな点を、諸般の状況を勘案しながらこれには慎重に対処をしております。このように思っております。

○鶴岡洋君 いわゆる宿泊施設、会館新設を行わないと、それから各会館においては、宿泊施設もそうですけれども収支バランスをとれと、こういう私は意味だと思っております。いわゆる業務の効率化というんですか、そうなることは大局的に見て、この後出てきますけれども、事業団へのことの自主運用ですか、三千五百億円ですか、これを運用資金として出すということになると、この行政調査会の言っていること、それから三千五百億円、まあお金をもうけなさいと、こういうことでもうけたらいい、こういうことでやるんではないでしょうか、それがちょっと矛盾しているような感じがするんですけれども、この点については大

臣、どういふふうな考えをおられますか。

○政府委員(相良兼助君) 簡保年金福祉事業団は、加入者の福祉施設の維持、運営に当たるといふことで、大変福祉サービスにつきましても実績を上げてまいっております。今回、福祉事業団を通じて、簡保年金資金の有利運用というところで措置をとりますけれども、これは簡保福祉事業団の一つの加入者の利益に関連いたしまして、事業団としても新しい目的の一つにこの運用という業務をやるといふことでございまして、これは翻って簡易保険郵便年金加入者全体の大きな利益につながるという点から、その点は支障がない、このように考えておるわけでございます。

○鶴岡洋君 この宿泊施設とか会館というのは、これはまるっきりサービス一本で、いわゆる福祉事業というところで、慈善事業でこれをつくったわけでは私はないと思うんです。やはり収支の合うような業務の効率化を図ってやっていたかなきゃならない。そういうことになると、この宿泊施設でもそれから会館にしても、どちらかというと、私

が回つて泊めさしてもらつたりなんかしているところから見ると、割合といいところ、景色のいいところとか、そういうことでもっと一生懸命、業務内容によりまされども、営業のやり方、経営の仕方、これを考えれば私はこちらでも、うんともうけなくても結構ですけれども、十分私にはできるところです。そういうことで、ただ答申に出たから收支バランスをとるといふことだけではなくて、それをやるために宿泊施設、それからいろんな施設等についてはいろいろ研究もし努力もしてもらいたい、こういうふうにお願いを申し上げる次第でございます。

あと時間がなくなりましたので、次の法案の中で、財投についてなんですが、予算に比べてかなり消化せずに終わっているようですけれども、これは大蔵省に聞きたいんですが、大蔵省来ておりますか。

大蔵省では財投の見通しを含めて、六十三年以降の財投の協力分についてどんな見解を持っておられるか。

○説明員(花野昭男君) お答えをいたします。

簡保の積立金につきましては、先生御案内のとおり、歴史的な経緯もございます。統合管理の唯一の例外となつておるわけでございますが、国の制度、信用を通じて集められる公的資金であるということから一定の財投協力をお願いしているところでございまして、その協力の割合につきましては、財投機関側の資金需要あるいは簡保資金の有利運用の要請等を踏まえまして、五十八年度の予算編成過程で保険勘定の運用範囲を年金勘定並みに外国債等に拡大したわけでございますが、その一方、五十八年から六十二年度までは七二％というところで設定したところでございまして、今後とも厳しい財政事情のもとで社会資本整備、あるいは中小企業対策等重要施策を推進しております財政投融資の役割は引き続き重要であると考えておりまして、簡保資金の財投協力につきましても引き続きお願いしたいと考えておるわけでございます。

その割合というところでおっしゃつておられた点につきましては、六十三年以降については、先ほど申し上げました六十二年度までの七二％というのは切れるわけでございまして、今後六十三年以降につきましては、財投機関側の資金需要、つまり財政投融資に期待されるものもその政策分野の要請、それから簡保資金の有利運用の要請等、もろもろの点を踏まえまして、関係者とよく御相談をしてみたいと考えておる次第でございます。

○鶴岡洋君 次いで郵政省に聞きますけれども、当委員会でも附帯決議をつけてきた余裕金の郵政省による直接運用について、郵政省ではどんなふうに取り組んでおられますか。

○政府委員(相良兼助君) 余裕金は生命保険事業の当然の性質として生ずるわけでございまして、日々全国の郵便局において払い込まれます保険料あるいは年金の掛金、その中から保険金等を支払い、職員の人件費、物件費等を支払つて、その残りで生命保険事業には、これらを将来の保険金の支払いに充てるために有利運用をするという、もう一つの本質的な側面があるわけでございまして、そういう観点からは期間の長短はあれ、資金の性質においては何ら変わりがない、そのように認識をいたしておるわけでございまして、したがって、従来から大蔵省に對しまして、余裕金を積立金同様の直接運用というところで運用したいという希望を表明してまいつておりますけれども、今後ともなおその点につきましていろいろ努力を重ねたいと思つております。

○鶴岡洋君 それじゃ具体的に、余裕金は六十年度では三兆二百十五億ですか、これ直接運用した場合、資金運用部への預託に比較してどのくらい運用差が出てきますか。

○政府委員(相良兼助君) いろいろ条件等も変わりますし、いろんな推定値等を重ねて計算をしなければならぬのでしようが、ごく簡単に申し上げますと、仮に一％有利運用ができれば、百五十億程度は増収に相なるうかというふうに考えます。

○鶴岡洋君 それじゃ大臣にお聞きしますけれども、この自主運用について、今後大臣としてどのように考えておられるか、これを最後に聞きます。

○国務大臣(唐沢俊二君) ただいま局長が御答弁申し上げましたように、現在では資金運用部資金法によりまして、この余裕金もほかの特別会計の余裕金同様、資金運用部に預託する以外に運用できないわけでございまして、資金の性質上、発生と同時に積立金と同様に運用すべきものと考えております。その意味では全く鶴岡先生のおっしゃるとおりだと思つておりまして、したがって、今後ともこの改善方に努力をしてみたいつもりでございますが、どうぞ先生におかれましては御支援のほどをお願い申し上げます。

○山中郁子君 初めに簡保年金積立金の運用範囲の拡大についてお尋ねをいたします。

既に先ほどお話ししたけれども、今回、運用範囲を拡大するということが、一つは福祉事業団に對する貸し付けが行えるようになるということでありまして、もう一つは簡保郵便年金福祉事業団は、加入者福祉施設の設置及び運営ということであるわけでございまして、この事業団に貸し付けをして事業をさせる、そして収益を簡保年金特別会計に入れさせるといふ、そういう法案の内容であります。

私は、これは先ほど来から議論がありましたけれども、別な意味から見ますと、やっぱり本来もともとの法律で禁じられていて、つまり事業団にやらせる事業は、積立金の運用に関する法律で禁じている元本補てんの契約のない金銭信託を行つてもよいことにするということに問題があるというふうなことを考えています。これはやはり事業団を脱法のためのダミーに使うということも十分考えられる中身だということなんです。やはりこれは明らかにリスクを伴うわけでありまして、積立金の運用に関する法律はその目的として、御承知のように私が申し上げるまでもないわけでございけれども、「確實で有利な方法により、且つ公共の利益

になるように運用する」というように定めているわけでありまして、この法律の目的の本旨に反するものではないか、矛盾をするのではないかということがまず一つ郵政省の見解をお伺いしたいところでございます。

○政府委員(相良兼助君) 簡保年金資金は、全国の簡保保険または郵便年金への加入者の方々が将来の保険金あるいは年金の支払いというこのために積み立てられておられます。いわば共同準備財産でございまして、そういう点からは全般的にできるだけ有利な運用を図りまして、その有利な運用の成果を加入者の方々に還元するということが必要であらうと思われまして、そのことではございまして、今先生が御指摘になりましたように、運用法の目的等に照らしまして、運用の原則と申しますか、確實である、さらには全体として公共の利益にかなうような、そういう運用ということも大きな原則として掲げられておるわけでございまして、これらの調和をとりながら加入者の方々にできるだけ喜んでいただける簡保保険や郵便年金でありたいというふうに考える次第でございます。

○山中郁子君 先ほど大蔵省の方も言つていらつしたんですけれども、直接国が扱うのはまずい、つまりそれは元本補てんの契約のない金銭信託についてですね、だから事業団を通じてやれるようにしたんです。それはリスクがあるからなんですね。国が直接やるにはふさわしくない、リスクのあるものだから。だから私は、今そういうことを直接、簡保資金の性格そのものは変わらないわけで、国民の貴重な財産なわけだから、そういうものをやるところが変われば、事業団がやればいいんだと、国としてはやれないんだと。それは郵政省がどう考えて、大蔵省がどういうふうなそれについて考えているかは全然別な話としてですよ、国として考えた場合には、リスクがあるからできない。ふさわしくないと言っているものを、事業団ならいいんだということでは、これはダミーではな

いかということをおし上げておられるわけであり
ます。

それで、同様の問題ですけれども、外国債、社
債の保有制限額を百分の十から百分の二十に引き
上げるに伴って、もう既に政令も改定して公共七
事業に限定していたのを枠を外すということ、
これも先ほど議論がありました。これも私は全
く別な観点から問題にしているわけでありませ
れども、要するに、政府がこういうことでもって
企業みたいな財テクに走ることではない、そういう
性格のものではないかというのが私の主張で
す。

それで、もっと加入者にその法の精神に照らし
て、実際に加入者にきちんとして還元をする、公
共事業への融資を厚くする、そういうオーソド
ックスな正当な努力をするということが、簡保に
ふさわしいあなたの方のすべき努力であらうとい
うように考えておりますので、この点について大
臣の御見解をお伺いいたします。

○国務大臣(唐沢俊二) 今の御意見は一つの
御意見としてわかるわけですが、やはり
簡保の資金というものは国の運用する資金である
し、また全国の加入者から集められた共同準備財
産ですから、まずは安全確実に運用する。しか
し、やはり同時にできるだけ有利、高利に運用し
て、その果実を加入者の皆様に還元する必要もあ
る。それはやはりこういう自由化、国際化、情報
化の時代でございますから、やっぱり資金運用の
有利性というものが求められている。特に我々の
簡易保険というものは、全国津々浦々にできるだ
け公平なサービスをさせていただくということ
で、それをさらに有利に運用させていただく方が
いいのではないかと考えております。

また同時に、これは全国の加入者から集められ
た資金であるから、できるだけ地方に還元せよと
いうお話もございまして、これはやはり公共の利
益のために運用するという法の精神からしても当
然のことであらうと考えております。その三つ
のバランスをとっていくことが重要なんじゃない
かと思っております。

かと思っております。

○山中郁子君 加入者に還元をするというのは、
それじゃそういう財テクに走って、一生懸命何か
金を集めて、ふやしてというふうなことを基本的
にやっぱり考え方として違ふんだということを私
は先ほど申し上げて、その考え方もあるというふ
うに大臣はおっしゃっていらっしゃいましたけれども、
もっとこの簡保をめぐる問題でも、たくさん加入
者に対して還元もしなきゃいけないし、またでき
るものだし、改善しなきゃならないことたくさん
あるんですよ。そういうことをまずちゃんと考
えていただきたい、こんな財テクまがいの
ことを考えるよりはというのを私は今申し上げ
たいわけでありませう。

それで、まず介護問題についてなんですけれど
も、この法改正に伴いまして、一番やはり私も気
になりますのは、寝たきりで介護を必要とする状
態になったときに介護料として支払いをする。そ
れから介護を必要とする状態というのは具体的に
どういう状態なのか。そして、それはだれが認定
するのか。そういうトラブルがないということが
言えるのか。それらのことについての心配がやは
りどうしても出てまいります。これは先ほどから
も御議論のあったところなんです。

それはなぜかという、今までもこれは別に簡
保だけじゃないんですけれども、保険というの
は、とかくそういうことが非常に多いのですよ
ね。いざそういう事態になったときに、お客さん
との間で、それじゃスミースミースに契約した状態でも
って保険金が支払われなかったりするから、だ
からトラブルが起きるわけですね。

それで、これは私、郵政省の方からいただいた
のですけれども、セールスという雑誌なんです
が、その中でも、郵政省自身も随分認識がある程
度そこにあつて、いろいろそういうトラブルが起
きるからだと思ふんですけれども、いろいろな事
例を挙げて、具体的な事例もあるでしょうし、サ
ンプル的に事例を設定しているものもあるでしょう

けれども、そういう病気になるっても保険金が支払
われなかったとか、それから入院保険金の支払い
が遅かったとか、どうも契約のときに販売員の人
が言った中身とは違ふ、いざとなったら、出ると
思っていたお金が出ないとか、そういうトラブル
が非常に多いわけですね。

ですから、これらのこととの関連で、今回のこ
の介護の保険を新しい商品として手がけるという
ことでありますけれども、その辺についての郵政
省のお考えとそれから見通しですね。本日に医者
の診断書だけで判断するのか。あるいは病人を見
て、恣意的に何らかの形でトラブルが起るよう
な状態が出てこないということがはっきり言える
のかどうか、その辺のことを伺うと同時に、そう
いうことがないのだというお約束をいただかなけ
ればならないと思っておりますけれども、いかが
でしょうか。

○政府委員(相良兼助君) 介護を要すべき状態に
なったというこの認定につきましては、まずそ
の認定基準を設定したいと思っております。まずそ
れども、これにつきましては、現在の特別養護老
人ホームの入所判定基準というものがあつたわけ
であります。これらを参考にした上、専門家の
医師の方々の御意見を十分徴して、できるだけ
客観的なチェック、そういうものを用意してまい
りたいと思っております。具体的には、そういう
状態であるということを確認される医師の証明書
あるいは診断書、これを各地の受け持ちの簡易保
険事務センターにおきまして認定をいたして支払
に移る、こういうことになるわけでありませう。

もしその診断書、その他につきましても何らか
の明らかなミスがあるとか、あるいは明らかに疑
義があるといったようなことになりますれば、さ
らに詳細な診断書あるいは問い合わせをいたすと
いうことはあるかもしれませんが、何もそのこと
によつて支払いをできるだけの制限をしていこうと
いうようなことは考えておりません。

○山中郁子君 約款で決められる部分もいろいろ
たくさんあると伺っておりますけれども、ぜひと

も今の段階では、私が心配だとして申し上げまし
たことのないように、今の局長がお約束なすつた
ことが実際に実践されるように強く希望をしてお
くにとどめます。

以下は、先ほど私が実際にどうも還元しなきゃ
ならないことがたくさんあるはずだと、改善しな
きゃならないことがたくさんあるはずだと申し上げ
ましたが、それらの数点について要望、それか
らは正要求並びに郵政省の見解、お約束をいた
したいという事柄であります。

一つは契約書の貸付金の利率の問題です。この
利率の決め方が変わったんですね。昨年の九月か
ら変わっているはずなんです。

それで結論的に言いますと、私は郵政省からい
ろいろ細かい説明を伺つたので、今結論的に皆さ
んのおっしゃつたことを申し上げると、契約当時
の利率から貸し付け当時の利率というふうに変え
たというところのようでありました、違つたら後
で御答弁いただきたいんですけれども、そのこと
によつて結局、利率が変つたんです。だから確
かに下がつた人もいるのだけれども、上がった人
もいるのよ。契約のときには、つまりこれは具
体的に言いますと、昭和四十九年十月一日以降借
りた人にとっては利率が七・二%から六・六五%
に下がつたんですね。ところが四十九年九月三十
日以前に借りた人は、六%だったのが六・六五%
に上がることになったんです。私はやはりこれは
契約したときの約束の率よりも、つまりそういう
約束でなかったときに契約をして、それよりも今
度変わるの、変えたことによつて利率が高くな
つちゃうというのは、この低金利時代に随分ひど
い話じゃないかというところなんです。

ですから私が先ほど申し上げましたように、せ
めてね、せめてというか、つまり高くなるような
人については、それはもう約束したときの、契約
したときのそこで抑えるべきだと、そのぐらいの
お金は、まさに加入者に対するあなたの方の言う還
元ですね、そういうものとして使われてしかるべ
きではないかということなのですが、いかがでし

ようか。

○政府委員(相良兼助君) 契約者貸し付けというのは資金運用の一つの分野でございますけれども、現に御契約をいただいております加入者の方々から、契約の一定割合の範囲内で貸し付けを希望される際に貸し出しをいたしておるものでありますけれども、これもやはり市中の金利実勢というものを根拠にいたしまして、これにできるだけ連動するような形でなければ種々不合理が生じてまいるといふことでございます。昨年九月にそれまでの貸し出しの利率七・二％を金利が低下をしまして改定をいたして今日に至っておりますわけでありまして、けれども、その七・二％の前はどうであつたかというのは先生御指摘のとおり、四十九年の十月以前におきましては六・〇というふうな貸出金利であつたといふことでございます。貸し出しを受ける際の金利の問題につきましては、どの時点で貸し出しを受けるかということがあらかじめ予測ができません場合が多いわけでありまして、やはり現実にはその貸し付けを受けられるときに、そのときの金利の情勢に応じた貸出金利で受けられるといふことが、全体の加入者から見てもそこに不公平がないわけでは合理的ではあるといふふう

に考える次第であります。

○山中都子君 それはもうわかつたの、あなた方の説明を聞いて。だから、わかつたけれども、それが合理的かどうかの議論を今するつもりはないけれども、最初の約束で、これだけの利率ですといふ約束したのにもかかわらず、この低金利時代に一方的におたくの方で変えてです、制度を変えて今度これだけ上げましたと、それは余りひどいじゃないかというのを言つて、せめて上げる分は上げないで抑えるというの、加入者還元とあなたたちがおっしゃっている気持ちのあらわれになるはずではないですかといふことを申し上げておるんです。このことはちょっとあとまた二、三同様の問題がありますので、まとめて後ほど大臣から御見解とお約束をいただきたいという

ふうに思つております。

もう一つは、貸付金の弁済の問題なんです。私、大変時間が限られておりますので、細かいことを余り言つておる時間がないので、具体的なケースとして申し上げますと、例えばこれも二、三やはり苦情がありまして、随分類似の問題があるので、ぜひこの際改善をお願いしたいといふことで申し上げるわけでありまして。

いわゆる生存保険金ですね、これを具体的にケースで申し上げまして、十八歳満期学資保険で百万円入つていらっしゃる方、その契約者の方が、この商品には、十五歳になると一割先渡しがあるといふことになっております。百万円のうち十万円が、満期を待たないで一割早くもらえるわけでしょう。だからこれは当てにしているわけですね、十五歳といふのは高校へ入るときですから。ところが、この人が別な目的というのか、別な必要でもって貸付金、貸し付けを受けているケースがあります。そうすると、この一割先にもらうといふ時点で、もし仮に十万人の人が借りていたとしますと、貸し付けを受けていたとすると、その十万人が殺されちゃうんですね、いふふうには、また去年の九月に変わったんですよ。それまではそんなことなかったの。

だからちよつと大臣よく聞いてください。ね。百万円の学資保険に入つたと、そしてその場合に、十八歳満期だけれども、十五歳になると一割先渡しでもらえるという約束なんです。そういう契約のね。だから、あつた十万円ももらえるわと、やつとそのときが来ましたわといふ郵便局にもらいに行くと、いや、あなたは簡保から十万円貸し付けも既にしていますから、まずそれを相殺してもらいますと、先にそれを弁済してもらいますと。そうすると、もらえらる分は何もなくなくなっちゃうんですね。これはちよつとひどいんじゃないですかといふことなのであります。で、これは前はそういうことなくて、去年の九月にやはり同じように、先ほど申し上げた利子の問題と同じ時点で制度が変わつたようなのであります。

それから一遍にまとめて言つてしまいますけれども、もう一つは契約変更の期間の問題なんです。簡保に加入した、しかしやっぱりどうも思つたより割がよくないと思うし、家計の状態もよくないので契約を変更したいと、販売員の人にいろいろ言われてその気になって入つたけれども、どうも掛金が重過ぎて、やっぱりちよつと変更したいといふふうな場合に、契約変更可能な期間が

昨年九月までは一年だったんですね。ところが、二年に今度これがまた変更されているんですね。だから、一方的にこれ約款で変更されているんですね。法律的にこれが多分できるようになっているんだとは思いますが、違法にされているとは思われないけれども、やっぱりちよつと不親切じゃないでしょうかといふことなんです。入つたときは一年間の変更ができたんだけれども、今度はそれが二年間になる。それから先ほどのように、十万円何かなくなつちやうて、十万円ももらえらると思つたのが全然もらえない。それから利子が最初の約束のときよりも高くなる。そういうことを何か一方的におやりになるといふことは、やはりまずいのではないですか。

そこにこそあなたの方の言う加入者への還元、気持ちの上でも、制度の上でも、お金のうえでも、そういうことはもつと生きてこなきゃいけないのではないでしようかといふことなので、ひとつぜひ大臣に御見解を伺い、また改善のお約束もいただきたい、改善のための御研究もいただきたいといふことなのでありますけれども、ちよつと簡単に言つてね、時間なくなつちやうからね。

○政府委員(相良兼助君) 先ほど利率の改定を申し上げましたけれども、同じように今度は貸し出しの割合を変えておまして、従来七割までしか貸し出しをいたしませんでした。御本人の保険の積立金があるわけでありまして、そのうちの七割程度までしか貸し出しをいたしませんでしたが、これを物によりましては九割ぐらいまで貸し出しができるように改善の措置をとりました。そういうことに関連いたしましたので、もし貸し倒れと

いうことがありますと困るものですから、この貸し倒れにならないように措置をとるといふことも反面あつたわけでございます。

なお、契約者の還元といふことでございますけれども、この契約者貸し付けは、民間生保におきましては大体八割という率をずっと、貸出金利八割といふことを継続してやっておりますけれども、私どもとしましては現在六・六五割といふようなこと、さらに今後も金利の水準を見ながらできるだけ実勢に合はせていきたいと、このように考えております。

○國務大臣(唐沢俊二君) 今の点は委員会で初めて伺ひまして詳細よくわかりませんけれども、このような措置をとつた理由は、今簡易保険局長が申したとおりでございます。利率の改定ですが、これは結局、上げる方だけでもこれは慎重にした方がよかつたといふような御意見だろふと思ひますが、これ結局、その分は加入者がどつかで負担することになるわけですね。ですからやはり公平を旨とすればやむを得ないんじゃないかといふような気もするわけでありまして。

それから貸付弁済ですが、これは相殺をするようになったのは、やっぱり長く借りていて利子もかさんで大変だといふような声もあるといふようなこともあるようございまして、それぞれ理由のあることだと思ひますが、しかし我々簡易保険事業というものは常にやっぱり加入者の皆様のため、さらに運用益の還元等も考えていかなきゃなりませんので、今後とも個々のケースについていろいろ検討させていただきたいと思つております。

○山中都子君 一つ一つけしからぬことをおっしゃっているのよね。でも大臣が今最後にとにかく加入者の立場に立つて検討するといふお約束をなさるならば、それでそういうふうにしてほしいわけなんですけれども。

局長ね、一つ一つ私今反論する時間がないから残念なんですけれども、例えば貸し倒れになつたら困るとか、百万円の保険に入っている人が十万

それと、今盛んに税金がどうのこうの言いましたけれども、預金は利子全額に課税されます。利子課税源泉徴収二〇%。だから簡易保険の方が有利です。まさにマル優の先取りですよ。そしてこれ、さんざん配った上に、慌ててこういう事態になってきたものだから紙を張って、シールを張って、こじ隠して配った。あけてみたら、マル優を先取りして宣伝しているんです。えげつないにほどがあるというのです。

だから私が、もう時間がないので最終的に郵政省に申し上げたいことは、こういうことの結果として販売員を、労働者をつまみ成績でもって駆り立てて、そしてさまざまな無理をさせて、さまざまなトラブルを起こす、そういうことがあつた方の商法として、今ますますエスカレートされていくんです。東京郵政局、私も驚きましたけれども、販売成績、二千三百七十六人いるこの販売の人たちの一位から二千三百七十六位まで全部こうやって順位をつくるんですね。これでもってそれぞれ労働者を駆り立てる。そしてまた、郵政局同士で競争させる。そして成績が悪い人間を、あなたはそういう理由で、募集の金額が少ない人間を成績が悪いと称して強制配転を行う。最近近畿でも数十名の強制配転を行いました。東京郵政局でもこれからやるぞと言っているようでありますけれども、断じてそういうことは許されるべきではないということを私は強く申し上げると同時に、解明しなきゃならない問題たくさんありますけれども、きょうは時間がなくなりましたので、また次の機会に解明を進めたいと思っております。

質問を終わります。

○橋本孝一郎君 簡易保険昨年で創立七十年、郵便年金が六十年、長い間それぞれの時代における国民生活、あるいは福祉目的を中心にして、官営であると同時に簡易性、普遍性のもとにその目的を私は果たしてきたと思うんです。しかし、ずつと論議の中でも出ておられますように、取り巻く環境というのは、高齢化の進展あるいは金融の自由化あるいは国際化、技術革新というふうに環境は

変化してまいりました。それにやはり対応して、官業ではあるが商売気も出さなければいけませんけれども、そこにまたいろいろな問題もあるようですが、負けてはならない。しかし、かといってまた行き過ぎてはいけません。非常に難しいけれども、やはり運営をしていく上において、私は三つの大きな柱があると思うんです。

まずその一つは、事業制度の効率化、これは常に進めなきゃならないと思ひますし、それから、やはりサービスを提供し、しかも大事なお金を預かっておるわけでありますから、それを最も有効に資金を運用するということが、これも大事であります。それからさらに、どんな時代にも適応した商品の開発をやっていく。大体大まかに分ければ三つ言えると思うんですが、その中で、できるだけ重複しないように問題点を提起して質問したいんですけれども、効率化の中で、今保険大きく分けて五種類、それから細かく分ければ二十七種類ぐらいあるように聞いておるんですけれども、そのうちでワーストスリーと言われるのは、資料によると財形貯蓄保険、それから家族保険ですか、それからもう一つ定期保険、特別養老保険、この三つを合わせても一%に満たないのだそうでありますけれども、それなりのやはり効果がないから上がってないと思うんですが、これはちょっと説明してありませんけれども、そういうものの合理化、あるいは合理化するんじゃないか、そういうものを活用して絶えず新しい保険への勧誘とか、そういうことを研究された実績なり何かありましたらお聞かせ願ひたいと思ひます。

○政府委員(相良兼助君) 確かに先生今お話がございましたように、私どもの基本的な保険の契約としては五種類というところで、そのバリエーションがございまして、現在三十種類に近いような形のものがあつて、それから御選抜をいただくという形に相なっております。

おっしゃいましたように、大変加入の実績が少ないようなものについて、まあ言葉は悪いんですが、スクラップ・アンド・ビルドと申しま

すか、新しいような形で再生をさせるなり、違う角度からのものに切りかえていくといったようなことが今後の時代の移り変わり等に合わせまして必要であらうかということも思うわけでございまして。今後そういう点を先生の御指摘を体しながら検討してまいりたい、このように思っております。

○橋本孝一郎君 そこで、いろいろな意見もあるんですが、民間の生命保険会社の介護保険の関係ですけれども、介護保険の提供内容というんですか、どのように把握されておりますか。

○政府委員(相良兼助君) 現在民間生命保険は二十九社を数えておるといふふうに認識をいたしておりますけれども、このうち介護保険というサービス商品を提供いたしておりますのは四社でございます。一社は痴呆保険ということで、痴呆状態を保険事故ということで、それだけをやっております。残る三社は寝たきりという、こちらの方の状態、介護すべき状態をとらえて対象として発売をしておるということでございます。

○橋本孝一郎君 その場合、ちょっと私の聞き違ひかと思ひますけれども、家政婦派遣というのをやっているところはありますか。現物給与ですね。

○政府委員(相良兼助君) 先生御指摘のように、保険金のお支払いにかままして家政婦への取り次ぎ、そういうサービス券を配付をするという内容の商品というものは民間保険にはございません。

○橋本孝一郎君 これは意見になるんですけれども、何かそういう紹介をするというふうなところもあるようでございしますけれども、特に郵便事業の場合には、いつも言っておりますように事業所も多く、しかも非常に信用もあるわけですから、家政婦にもいろいろとあるようですから、そういうやはりきちっとした者を紹介してあげるといううなこともひとつこれからの検討課題としてお願いしておきたいし、それからあなたもおっしゃられたと思うんですが、簡易保険から郵便年金への変更可な商品ですね、そういったものの開

発、そういったものは検討事項ばかりですけれども、これはひとつ早急に、そういう利便性を図る意味においても検討を早く進めてもらいたいと思ひます。

次に、資金運用制度の改善に関連することでお聞きしたいんですが、今度の運用の拡大に伴う収益の増加は一体どの程度見込んでいますか。

○政府委員(相良兼助君) 金融情勢の推移によりまして、そのときどきの運用の利率の推移によっていろいろ変わつてまいりますが、現在大変変動が激しいわけでございまして、なかなか予測が難しいわけでございします。財投協力以外の社債等に資金を投じております有利運用部分と申しますか、これらで一%ほどより有利に運用ができるということになると仮定をいたしますと、年間大体百億円ほど有利運用が可能であるというふうに思われます。

○橋本孝一郎君 外国債の運用に関してですけれども、百分の十から百分の二十に今度上げられたわけですね。その理由というのは一体何なんですか。

○政府委員(相良兼助君) 現在まで社債、外国債ともに保有制限が積立金の総額の百分の十ということで制限があるわけでございします。現在の運用の実績で申し上げますと、社債につきましては六・六%ほど、それから外国債につきましては五・六%ほどの数字が示されております。しかしながら、従来、政府保証債ということで社債としてカウントしておりましたでした電信電話債券、NTTの、あるいは日本国鉄、国鉄等の民営化によりまして、これらが社債を発行するというようなことにも相なりまして、そういう状態、さらには現在の社債で範囲をいたしておりますところの七業種のみでは、その発行する社債が全体の中で三割を切るような状況になっておりまして、非常に有利運用に制約を受けるということがございします。そういうことも勘案いたしまして、百分の二十までお認めをいただきまして、直ちに百分の二

十といったようなことを考えておるわけではありませぬけれども、百分の十ではいかんせん大変きついであります。そういうことで枠の拡大をお願いしたい。

外国債につきましても、三、四年前は一・三％という数字から年ごとに保有がふえてきておりまして、現在約一兆六千億円の外国債を保有いたしておるわけでありませぬけれども、従来の増加傾向等から見ますと、これも数年ならずして百分の十を超える状況が予想されますので、他の現在保有制限をいたしております金融債、それから元本補てんのあるものという金銭信託、これが百分の二十というところで現在規定をされておりますので、社債と外国債につきましても、これを同じように百分の二十ということをお願いをしたい、かようなことでございませぬ。

○橋本孝一郎君 外国債ということになれば、当然今の為替リスクという問題が必ずつきまといってくるわけでありませぬけれども、この点についてどのように考えているのか。

それからまた、米國債の入札ですね。これに参加したのかどうか。同時に今後國策に協力するといふ大藏省の指導があつたんだろうと思ふんですが、今後外國債投資を行うに当たって、利回りとの関係についてはどのように考えているのか、お尋ねしたいと思ひます。

○政府委員(相良兼助君) 外國債の運用につきましても、まず発行されるところのいわゆるカントリリスクといふものを十分に勘案をいたしておりまして、權威のある機關が認定をしておりますところのおおむね上位十カ國、一部二十カ國の範圍内にとどまるような國におけるところの債券の発行ということに対応いたしておるわけでありませぬ。また、國際的な機關でありまして數カ國にまたがるような、そういう國際機關の発行します債券を重點的にやっておるというふうなことでありまして、できるだけ國も分散いたしまして、通貨別にもこれを分散する。それから、購入の際も系列的に時をずらしながら總体の期間の中で為替

リスク等を回避するといったようなことも考えながら運用いたしておるわけでございます。

お尋ねの、先ほど米國の國債の入札がございまして、日本からも応募があるというふうなわけではなからうか。一部に簡保が入札をするのではありませんか。というふうなマスコミの中であつたやに思ふわけでありませぬけれども、事実關係としては、私も前回の入札には参加をしておりませぬし、また大藏省から格段の要請もございませぬし、た。

今後につきましては、今申し上げましたような全體的な為替リスクを避けるような形の運用、國內債の発行利率等との關係で、ある程度の為替の利率の低下が生じましても、十分國內債と比べましてなおかつ有利であるといったような外國債を主体に運用してまいりたい、このように思ふわけでありませぬ。

○橋本孝一郎君 最後は外國債のことです。社債とか外國債とも資本金が六十億以上というのが先ほど出ておりました。これは安全性を考へていられるというお話でございませぬけれども、外國の企業といふのは、非常に企業買収といふのが日本に比べて多いですね。そういう点については同一視していいのかわか、お考えをお聞かせしたいと思います。

○政府委員(相良兼助君) 國內の社債につきましては、先般これは政令事項でございまして、一日も早く有利運用を図りたいといふこともございまして、資本金六十億以上の一上部會社社といふことにしたわけでございますけれども、ただそれは最低限のラインを引いたわけでございます。その中からまた特に安全有利といふことを念頭に置きながら、それぞれの会社の発行する社債を保有してまいるということでありまして、外國債につきましても、この後また政令というところにつきまして検討いたしておるわけでございますけれども、ほぼ同じような資本額を有する會社等を対象にしたい、特に政府の保証がありますような債券を主体に運用してまいりたいと思つております。

で、先生御指摘のようなふうなもののについては手を出さないといふことで対処してまいりたいと思つております。

○橋本孝一郎君 最後に、要介護の保險の年額八十万の適用範圍期間を十年とした、こういう説明が先ほどからもあつたわけですが、介護保險の加入限度額が一万となつておりますので、この商品設計に当たつて、保險料払い込み期間後は、むしろ死亡保險支給をゼロとして、一定の期間ごとで、例えば健康祝い金といふような格好で支給して、残りを要介護状態による保險金の支給に充てるよう、こういった時代の要請にマッチした商品に変化させていってはどうかと思ふんですが、お考えありますか。

○政府委員(相良兼助君) この保險が終身保險といふこともございまして、さらにはやはり死亡された場合は、遺族のための葬祭料といったようなことを、やはり何がしかの死亡保險金を支払をすることを、これが現実的であらうといふふうに考へるのが一つございませぬ。

それからもう一つは、保險料払い込み期間終了直後に仮にお亡くなりになつたといふような方にございましては、払い込み期間中に死亡されたといふと、一千万の保險料であれば一千万の保障といふことになるのでありますけれども、今回の保險といふのは、払い込み終了後介護すべき状態になつたといふときに初めて保險の支払い事由が発生するわけでございますので、死亡保險金をゼロにいたしておきまして、払い込みが終つたけれども、まだ介護等にいかない前にお亡くなりになつた方は全くゼロという結果が出てまいりまして、それはまたいかながなものであらうかと。したがって、死亡保險金を二割程度に抑えまして、残る八割を介護に投じて、介護重視型でありますけれども、特色を出したといふことでございませぬ。そういうことでございまして、どうか御理解いたされたいと思ひます。

○橋本孝一郎君 終わります。

○青島幸男君 本日の質疑を通じて、微に入り細にわたりましていろいろ御議論が聞かれました。

して、こういう問題点が絞られてまいりますと、どうしても重複する部分が出てまいります。あれもこれも重複といふことで苦慮しておるわけでございますけれども、二、三気づいた点だけを御質問申し上げて、また意見も述べさせていただきます。

まず問題になりましたのは、常時介護が必要になつたときに保險金があるようにというのは大変な前進で、一番必要な時期にそれがなされるというところで、長いこと求められていてそうなんだという結果で、それは喜ばしいことだと思ふんですが、ただその認定のあり方について各委員の方、大変危懼を持っておられたといふことでございませぬ、その認定も医師の診断書とその他いろいろな配慮なさつていられるようにすけれども、先ほどちょっと御提案があつた受取人の特定の問題、これまた大変に複雑になつてまいりましてね。

本人が本人のために掛けた保險で、しかも年とつてまいりますと、どうしてもちよつと記憶力の方も減退をしたり、支離滅裂なことを言ひ出したというケースもあるわけですね。しかも、ある時点で急に痴呆になつたといふような方はまだわかりやすいですけれども、おとといは非常に理路整然としていたし、記憶力も正しかった。きのうはちよつとわからないことを言つていたけれども、きょうまた正しいといふようなケースもありませぬ。ですから、その辺のところが大変に個人差がありましてね、特定しにくい。

それに先ほど出ましたように、痴呆に陥られた方がみずからそれを申告するといふわけにいきませぬので、そばに居る介護者なり親戚なり、あるいは近所の方といふところまで範圍を広げられたらうですが、その方の實際面を見る任に当たるといふかとかで、実際その方が保險を掛けられたときの意思に沿う格好で支払いがなされるかどうかといふことを綿密に配慮していきませぬと、意味をなさなくなると思ふんです。ですから、その辺への配慮を徹底して行つてい

だくように要望を申し上げます。まずこれは要望です。

それから、先ほども出しましたけれども、お金を支払うということだけではなくて、介護人のあつせんとか、そのような現物供与といいますか、そういう点でも民間では考えられているというところですけれども、その考え方を広めていきまして、介護施設をある程度、保養施設なんかたくさん郵政省持つていらつしやるようですけれども、介護施設までつくつて、御要望によつては、そこでもまあ短期間にしても、御希望があればそこで気晴らしに過ごしていただくといううなことがあつてもいいんじゃないかという気さえするんですけれども、その辺、これは将来的な展望になりましてけれどもね、八十万円で十年で何ができるかというところですけれどもね、それもおのずと制約があることでしようけれども、その辺の展望をお聞かせいただければと思います。

○政府委員(相良兼助君) 介護人のあつせんという点につきまして、私どもも本当はそういうサービスができれば大変望ましいと思いますし、またそれが近い将来だんだん可能な現実的な条件というものが整ってくることを希望いたしますし、また簡易保険といたしましても、そういう方面の活動にもいろいろ力を入れてまいりたいと思っております。ただ、やはり全国的に多数の加入者の方を对象にいたしまして、そういう現物給付的なものを保険の給付の内容に現時点で取り入れるということについては、まだ大変ヘジテートするところがあるわけでございます。将来的にはこれはぜひ前向きな態度で取り組んでまいりたいと、このように考えております。

それから、福祉施設等につきましても、現在全国にも福祉施設を有しておりますし、全く終身生活で特定の方々が少数御利用いただくということにつきましては、全国の加入者の方々ができるだけ均てんして御利用いただくということが本来的に望ましくございますから、その点はかなり議論もあろうかと思えます。ただ、ショートステイ

とかデイクアとか、こういうようなものについて御利用をいただくということは、大いにこれは研究をする価値のあることだというふうに思っておりますので、これもまた今後研究をさしていただきたい、このように思っております。

○青島幸男君 はかにこの福祉問題を所掌する役所があるわけですから、どこまで郵政省が責任持つて実行していかなきゃならないのか、ということ、おのずと限度もあらうかと思ひますけれどもね。私も国民生活の委員会などに所屬さしていただいた折に、方々の施設なんかを拝見する機会があつたんですけれどもね。それはもうさまざまなものを見せていただきました。

一つの例は、大変風光明明なところの海岸線に沿った高い一等地みたいな場所に大変リゾートの、外国のホテルのような外観の建物がありましてね。それはもちろん民間ですけれども、そこは特定のスペースを買うという格好で入居する、入居という格好で入るんでしょうけれどもね。それは何千万という単位のお金なんですけれども、そこに入られて、それこそ常時看護婦さん、お医者さん、それから、それこそ健康の管理もしてくれられるし、それから、それぞれ御老人になりますと、高血圧に配慮なさる方、あるいは糖尿に配慮なさる方、さまざまな体の特徴を、あるいは障害をお持ちの方もふえてまいりますと、一律に食事を配りうわけにもまいりませんで、その方々のための配慮というのがなされておりますね、栄養士もついております、一々その方に合った食事をその都度用意するというようなところまで行き届いておりますね。こういうところというふうに一瞬は思うんですけどもね。しかし、これ、自分で金払って、ここへみずからを閉じ込めてしまいう結果になりはしないだろうかというような気もしましてね。その美しいところに、健康的な清潔な部屋をあてがわれて、そこで住めば、それが老後、幸せな生涯を約束できるのかという、必ずしもそうとは言えませんがね。ただ物理的に諸条件がそろえば、それで充足するというわけじゃ

ありませんからね、幸せというのは、あるいは生きがいというのは。

それともう一つ、これは極端な例ですけれども、軒は傾き崩は倒れというような、地方のそういう施設なんですけれども、そこには近所の若い方たちがボランティアというような格好で訪れておられますね。体の不自由な方の介護をするのももちろんですけれども、あるいはちょっと記憶が減退していらつしやる方なんかに手とり足とりいろいろ楽器を持たせて、一緒に歌を歌うとか、遊戲をするというような格好で、活力といいますかね、そういうものを開発して、いっぱい幸せを分かちしめて、老後を楽しんで生活できるようにと、いうようなことで、大変な配慮で、金はいりけれども、おいでになっている方が大変幸せそうに見えるというケースもありますね。

ですから、そういう意味合いで、何が幸せなのか。被保険者といいますが、加入者といえますかかね。加入者が求められていることは何なのかと。将来どういう形のものが本当に皆さん方の老後の生活を、ただ肉体的に保障するだけでなく、精神面においても充足した生活、生きがいのある老後が過ごせるようにするためにはどうすればいいかというようなことを考えていくのがこれから保険のありようだと思うんですね。でもまだそこまで一挙に到達するのはなかなか時間的に無理かもしれません。今こまで来たということだけでも私は大変評価をしているんですけれども、今後ますます長寿社会に向かうに当たりまして、そういう老後の人の幸せをまず考えるという形而上的な面の配慮を十分に生かしたような施策を今のうちから積み立てていかれる方が真の保険の意味合いを全うできるのではないかという感じがいたします。

取りとめのないことをいろいろ申し述べましたけれども、質疑を伺っている間に感じた感想でございいます。別にきつちりお答えいただかなくても結構ですけれども、今後の将来への展望に当たりましての御感想、あるいは大臣お感じになりました。

たことありましたら、一言でも結構ですから、どうぞお答えになっていただきます。

○國務大臣(唐沢後二郎君) きょうはずつと先生方に金銭給付について評価をしていただいて、大変ありがたく思っております。今、福祉、もちろんの福祉サービスとか、あるいは介護員の派遣等ですか、いろいろ現物給付も考えるべきではないかというお話でございましたが、これは局長が御答弁申し上げましたような理由で、全国的規模で国が保険事業としてやるのは若干時期尚早ではなないかと思っております。しかし今先生言われましたように、加入者の皆さんが何を望んでおられるのか、何が加入者の皆様に精神的また物質的に貢献することができるか、こういうことはやっぱり我々が常日ごろ長期間かけて検討していく課題だと思えます。いろいろ御高見を伺わせていただきまして、ありがとうございました。

○青島幸男君 終わります。

○平野清君　質問に入る前に、二十二日の金曜日ですか、郵便三法のときに新聞の購読料の自動振り込みのことで御質問申し上げました。大変お役人さん御熱心で、直ちにお答えを持ってきてくださいました。

全国新聞協会調べということで、全国に新聞販売店が二万三千三百六十一店あるけれども、そのうち一万三百二十四店が自動振り込みをやっておるというお答えをいただきました。

「委員長退席、理事大木正吾君着席」
そこで私の方も調べてみましたら、ただその制度をやっているにすぎないんであって、一販売店がもう五部とか十部とかごく少ない数の自動振り込みなんです。なぜかといいますと、新聞というものは一カ月きりとらない人もいますれば、三カ月でやめてしまう人もある。一年とる人もいれば、おじいさんの時代からずっと同じ新聞をとっていいと。なかなか自動振り込み難しいわけです。それで自動振り込みが進まないんだと思います。

先日、埼玉県のある販売店と申し上げましたのは、埼玉県の鳩ヶ谷市の読売新聞の販売店でござい

いますけれども、三菱銀行系のダイヤモンドファクターという引き落とし機関を利用して、全国三十機関、八十銀行とコンピュータオンラインで契約を結びまして、そこでもってどの銀行からも新聞購読料が引き落とせるというふうになっているわけですね。そこで、鳩ヶ谷の市民は、鳩ヶ谷郵便局から既に百五十件自動振り込み制度に成功しているわけですね。先ほど先生方からもこの簡易保険の、生命保険や何かの代金を銀行から引き落とせないかというところのお尋ねがありました。

局長の方からは、郵便局と銀行との負担の率が違うのでなかなかできないというお答えでございました。しかし新聞の場合、これ全部販売店が負担しております。郵便局は十五円で銀行は二十五円ですけれども、二千八百円の代金の中から新聞販売店が負担して成功しているわけですね。

ですから郵政省の方もやる気があれば、例えば、半年に一週五万円なり六万円なりこの生命保険の金を取りに来るわけですが、銀行に預金がある郵便局に預金がない人は、通知が来るたびに銀行へ行って五万円を引き落とすとして、郵便局さんがいらつしやるのを待っているというのが実態だと思ふんです。そういうときに積極的に大蔵省の中に入っていただくと、銀行協会と一日も早く連携作戦をとっていただくと、それで郵便局のそういうものも自分の銀行口座から引き落とせるというものが近代的じゃないかと思ふんです。ほとんど月給が銀行に入ってくる時代に、一々郵便の金額を銀行に行きつて引き落とすという時代というのはなかなか二重の手間だと思ふんですが、いかがでしょうか。

○政府委員(相良兼助君) 今先生の方から郵便振替の手数料は十五円で、銀行は二十五円だということも話がありました。私どもの調査によりまして高いところは五十円という銀行もあるようございいますけれども、毎月のこれが負担ということになりますので、試算をいたしてみますと、かなり高額ということにも相なります。

〔理事大木正吾君退席、委員長着席〕

したがって、ここら辺につきましては、先生がおっしゃいましたような形で今後いましてばらく検討なり折衝ということをしていただきたい、このように思ふわけでございます。

○平野清君 前向きで検討していただきたいと思ふます。例えば半年払い、一年払いの方は郵便局で持つとか、一カ月ごとに払う人は自己負担にするとか、いろいろな方法があると思ふんです。じゃ次に入ります。郵政省は民間の生保と競争しようというつもりはないと思ふますけれども、民間生保についてはいろいろな問題があると思ふます。私たちサラリーマン新党としても、老後に備えて民間生保のどういうものに入った方がいいのか、郵便局のどういう制度を利用した方がいいのか、婦人部を通じて長いこと研究いたしました。しかし全部、どんなペンフレットをとりましてもわからない。どこが得で何が違うのか素人にはさっぱりわからない。結局入るときは、コマールシャルじゃありませんけれども、保険のおばさんか郵便局の制服の人に言われたとおり入ってしまったというふうになると思ふんですが、郵政省としては、先ほど来商品という言葉が問題になりまして、別に民間の生命保険と競争しているとは思いませんけれども、私たちは生命保険会社はどうも聖域なような気がするんです。幾らもうけてい

るのかさっぱりわからない。この長寿社会で多大の利益が出ていくけれども、保険料は下がったというところは余り聞かない。郵政大臣としては、そういう大きな民間生保と競争していくわけですから、大蔵省がどういう民間生保の仕組みを聞いて勉強していられつしやるのかをちょっとお聞きしたいと思ふます。

○政府委員(相良兼助君) 民間生保の各社と私どもも国営保険としての簡易保険のスタンスの問題でございいますけれども、私どもとしては、やはり今後の長寿社会の対応という点での生命保険や個人年金の持つその意義というもので、官たるとを問わず、あるいは民たるとを問わず、お互いに相携えまして福祉の増進のために努力をしてまい

るべきだと。そのために知恵を絞った商品の開発とかサービスの提供ということで建設的な競争ができるというところは大変好ましいことであらうというふうに考えておるところでございます。私どもの簡易保険は国営でかつ非営利でありますので、いろいろの予定利回り等もお客様にお約束をしまして、さらにそれ以上有利な運用ができました剰余金等については、これはお客様に還元をするということをやっております。現在では民間生保におきましても、そういう意味では私どもと変わらなず多くの部分を契約者に還元をされておるといふふうな理解をいたしておるわけでございます。

いろいろ提供する商品の中身がわかりたいという御指摘に対しては、今後ともできるだけ御契約者のしおりでありますとか、いろんなディスクロージャーのための冊子等によりまして、わかりやすい表現を工夫しながら取り組んでまいりたい、このように考えております。

○平野清君 そうしますと、今後長寿高齢化社会がもつと進むんだと仮定いたします。そうしますと、郵政省を含めて生命保険、簡易保険をやっているという業とする人たちは得するんじゃないか、損するんじゃないか。

○政府委員(相良兼助君) 私どもは今申し上げましたように非営利でございますので、損得ということよりも、その収支が合う合わないかということをお大層心配しておるわけでございますけれども、一般的には、これはもう本当に一般的に申し上げまして、生命保険の方は、できるだけ長生きをされる方が経営内容がよくなりまして、それで年金の方は、大変長生きをされますと、困るわけじゃないと思ふますけれども、物にはほどというものがございまして、一言で申し上げますと、そういう感じでございます。

○平野清君 いつも何か答えがはぐらかされて、諸先生いつもぶんぶん怒っているんですが、それではちょっと異説を申し上げます。今、長寿社会、高齢社会と申し上げますけれども、

今から短命社会が始まるという学者もいっぱいあるわけですね。なぜかというところ、今高齢の方は、ほとんど明治生まれの方、もしくは大正のほんの初期なんですね。粗食でも天然の野菜を食べ、米を食べ、いい空気を吸い、自分の足で歩き、明治の日常、日露ですか、戦争を生き抜いて、本當の丈夫な日本人なんです。それが大正十年ぐらいから、私たちを含めて、吸う空気が何からすべりなんでしょう。果たして本當に長寿社会、高齢社会がずっとやっていくのかどうか、そういうことも考えますと、保険制度というのは、むやみやたらに新製品だから、新商品だからというふうな考え方に立たずに、やっぱりそういういろんな意味で深い検討をしてから新しい商品を出していただくように、これは余談ですが、一部の学者が言う言っているの、ここにいられつしやる昭和生まれなんかが人がびくびくしやうと困るので、その辺にしておきたいと思ふます。

生命保険事業では、新規契約の募集が事業の根幹であることはもちろんですけれども、最近における簡易保険、郵便年金が大分伸びておるようですけれども、その好調の原因というのはどういふふうにお考えですか。

○政府委員(相良兼助君) おかげさまで募集という点で見ますと、簡易保険も対前年比、保険の件数等で一割増というふうな、特に昨今は、この一二年は好成績を上げておるわけでございます。

シェアという形になりますと、実は民保各社もあるいは農協さんの方も非常に成績がよろしいわけでありまして、この五年ほど、個人保険の全体のシェアの中で簡保の数字はほとんど一定であります。全体の三四%程度で推移をいたしておるわけでありまして、ただそれは大変好調だということ、で、シェアは変わっておりませんけれども、好調の原因というのは、やはりどうしても否定できないのは、一つは昨今の金利低下ということの中で、金利の選好が生命保険にも一部影響として出てきていて、有利なものについての選択があるとい

うことは否定できない事実だろうというふうに思っています。例えば民間におきましますところの一時払い養老保険が倍々ゲームのようにして伸びてきた。このことは私も簡易保険にとりましても無縁ではございませんで、全期の方を前納されるというケースがふえてまいっております。そういうことも一つは好調の原因だと。もちろん全国の関係する職員の努力、なかなか無集配特定局等におきましますカウンターセールスの伸び率等がふえておるといったようなこともございます。

○平野清君 そうしますと、ますます郵政省の任務は重くなるわけですが、利用者の声の度が制度に反映しない限り、もともとと進展するわけはないと思います。そういう意味で、これからの簡保を含めて大臣の所信をぜひ伺いしておきたいと思ひます。要するに加入者の声をいかに聞いていくかということです。

○国務大臣(唐沢俊二郎君) 先ほど御意見がございましたが、やっぱり長寿社会に向かつて保険、年金というものはますます重要になるわけでございます。国際化、自由化、情報化の時代でございますから、やはり制度もその都度変わらざるを得ないと思ひます。その際には十分加入者の皆様の御意見を伺って慎重に進めさせていただきますと思ひます。

○平野清君 簡易保険の中には加入者への貸付制度がありまして、先ほど来いろいろな利息の問題その他で御質問がありました。今回いただきました資料を見ますと、貸付金の予算が五十一年には一千億、五十八年には一千九百億、それが六十年には千四百億、六十一年には千三百億とがぐんと落ちております。それが急に六十二年になりますと、また千八百億円になっております。途中で大幅に減ったり、本年度なぞそのように大きく増額せざるを得なくなったのかをちょっとお聞きしたいのと、それからこの貸付金というものは積極的に貸そうというお心がけなのか、預かっている以上、その人が困って借りたいんだから、面倒だけれども貸してやるとおっしゃるのか、ど

ちらなんでしょう。

○政府委員(相良兼助君) 最初に貸付金の金額の変更についてお答え申し上げます。

確かに御指摘のように波があるわけでございますけれども、私も貸付金の計画をいたしますときには、おおむね前年度の実績に準拠をいたしまして計画をいたすわけであります。このように減少しておるのは、ただ前年度の実績が低下をしてきた。今度また千八百億にふえたというののは、昨年の九月に貸付利率を七・二から六・六五というふうにならした。それから貸付割合等を増加したというふうなことで有利な条件になったので、貸し付けを受ける方々がまたふえてきたという事実がありますので、ふやしたわけであり

それから後段の方の、先生等々とおっしゃいますんでしたけれども、面倒くさいけれども貸すんだというのか、それとほとんどお貸し申し上げるのかというの、私どもの簡易生命保険の沿革から申し上げますと、当初から、契約者貸し付けというものは最初からあるわけでございます。これは御加入をいただくお客様から御要望があれば、何はさておいても私どもとして貸し出しをいたすべきだと思ひまして、仮に計画に計上してございましてそれが不足するような事態があれば、当然のことながらこれを追加して御要望にこたえていく、このように思っております。

○平野清君 そうしますと、実はここに私たちの党あての手紙がございます。ここに貸付金の返済要請書というのがございまして、確かに「拝啓 郵便局をご利用いただきましてありがとうございます。」とあるんです。さて、その次なんです、いきなり、御契約について、あなたの返済期日は下記のとおりになって期日が迫っております。○証書と、これは面倒くさいから入れないでしうね、何々証書を添えて貸付金額と利息を返済日までには弁済してほしい。もし弁済期日が過ぎた二

カ月以内に返済がないと、利息のほかに貸付金額百円またはその端数につき幾ら幾らのものがかかります。以下、延滞料の詳細は次のとおりですと書いてあるんですね。

この人が言っている感想を申し上げます。この人は僕がよくわかつている人で、大変立派な人物です。

郵便局の文書の内容は以上のとおりです。私はこれを読んで、金返せ、返さない高い利息を取るぞと、まるでサラ金業者からの督促状のようなものであります。「期限が来ましたのでお返しください。借りかえの方法もございまして。どちらの手続もなさいませんと次のような延滞料がかかります。御承知おきください。」どちらが日本語だと思ひますか。この文書を見て、私は今後一切郵便局との交際を断って、銀行から金を借りたり銀行に預けることに決意を固めた次第ですとほつき書いてあるんですね。

この人は、はっきり言う、東大法学部を出ておられます。別に学校、東大出たから偉いというわけじゃないんです。

私、しばしば言いますとおり、同じ返してくれというのでも、文書一つでもってその人がいかに気持ち悪くなるか。これ、どうも子供さんの学費を借りたらしいんですね。それで、名前も確かに今コンピューター処理ですから、片仮名だと思ひます。だけれども、あて先までも「カラサワサマ」とか、それで、その姓だけで名前はないんですよ。証書のあいてるところにも何もなくて、よくわからない。私、これ見て、簡易保険なのか、生命保険から借りているのか、何から借りているのか、さっぱりわからない。そういうことについて大臣どう思ひますか。

○国務大臣(唐沢俊二郎君) この間も役所の、郵政省の文書についていろいろ御指摘をいたいただいてありがたく思っております。

最近、郵便局も非常に愛想がよくなったと、最近前もよかったのかもしませんが、最近特によくなったらしいのでございますが、ただ、残念

ながら文書には、先生御指摘の点がございまして。そして、文書によるお客様への御案内、御通知に当たりましては、お役所、紋切り型的にならないようにしなければならぬということ、今後それを慎重に検討させていただきます。

○平野清君 前の国会でしたか、例の不在者留置郵便のことをお願いいたしました。そちらの文書も直してほしいというのを申し上げましたら、早速直していただいた、当人からは大変わかりやすく、読みやすくて大変よかったという礼状が来ておりますので、それをつけ加えて終わります。

○委員長(高杉雄忠君) ちょっと速記とめてください。

○委員長(高杉雄忠君) それでは速記を起してくだされ。

他に御発言もなければ、両案に対する質疑は終局したものと認めて御異議ございませんか。

〔異議なしと認むる者あり〕

○委員長(高杉雄忠君) 御異議ないと認めます。それでは、これより両案について討論に入ります。

御意見のある方は賛否を明らかにしてお述べ願ひます。

○山中郁子君 私は、日本共産党を代表して、簡易生命保険及び郵便年金の積立金の運用に関する法律及び簡易生命保険郵便年金福祉事業団法の一部を改正する法律案に対する反対討論を行います。

簡易生命保険及び郵便年金の積立金の運用に関する法律は、その目的として、「確実で有利な方法により、且つ公共の利益になるように運用することによつて、簡易生命保険事業及び郵便年金事業の経営を健全ならしめること」と明記しております。

ところが、本法案は、積立金の運用範囲を拡大するとして、第一に、外国債、社債の保有制限を、従来は積立金総額の百分の十だったものを百分の二十に引き上げようとするものであります。

しかも社債の場合はこれを機に、従来、公共七事業に限定していた枠を外し、資本金六十億円以上の企業の社債も対象にするよう既に政令を改定しております。

第二に、簡易保険郵便年金福祉事業団に対する貸し付けが行えるようにし、事業団は加入者福祉施設の設置及び運営という本来の業務を大幅に超えて、この資金を運用し、得られた収益を簡保年金特別会計に繰り入れることを課せられます。しかも事業団が行う資金運用業務は、従来、国の機関が行う投資の対象としてはリスクが高いので、除外している元本補てんの契約がない金銭信託も行えるようにしているものであります。これらはともにも日米の財界、金融独占資本が要求する金融自由化の一環であり、運用の仕方によっては簡保、年金加入者に不利益をもたらすおそれがあることを指摘せざるを得ません。本来、加入者のものである簡保、年金の積立金でこのような危険を伴う運用は行いべきでなく、法律の目的とするところからも逸脱するものであります。

今や世を挙げて財テクに狂奔している例がありますけれども、国までが浮かれてこれに加わり、投機機運を助長するなどはもってのほかのことです。あくまで法律が目的とするところに照らし、確実に有利な方法により公共の利益になるように運用することによって、事業の経営を健全ならしめるという姿勢を堅持するべきであることを重ねて主張するものであります。

なお、簡易生命保険法及び郵便年金法の一部を改正する法律案は、加入者の要望にこたえる側面もあるもので賛成することを表明して、私の討論を終わります。

○委員長(高杉雄忠君) 他に御意見もないようです。これから、討論は終局したものと認めます。それでは、これより両案について順次採決に入ります。

まず、簡易生命保険及び郵便年金の積立金の運用に関する法律及び簡易保険郵便年金福祉事業団法の一部を改正する法律案に賛成の方の挙手を願います。

います。

〔賛成者挙手〕
○委員長(高杉雄忠君) 多数と認めます。よって、本案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、簡易生命保険法及び郵便年金法の一部を改正する法律案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(高杉雄忠君) 全会一致と認めます。よって、本案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、両案の審査報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(高杉雄忠君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(高杉雄忠君) 次に、電気通信事業法の一部を改正する法律案、放送法及び電波法の一部を改正する法律案及び電波法の一部を改正する法律案の三案を便宜一括して議題といたします。

まず、政府から順次趣旨説明を聴取いたします。唐沢郵政大臣。

○国務大臣(唐沢俊二郎君) 最初に、電気通信事業法の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

この法律案は、最近における国際電気通信業務の需要の多様化等にかんがみ、本邦外の場所との間の通信を行うための電気通信設備を他人の通信の用に供する特別第二種電気通信事業の実現とその健全な発達を図る等のため、所要の改正を行うこととするものであります。

次に、この法律案の概要を御説明申し上げます。

まず第一に、郵政大臣は、電気通信事業者が国際電気通信事業に関する条約その他の国際約束により課された義務を誠実に履行していない等のため、公共の利益が著しく阻害されるおそれがある

と認めるときは、業務の方法の改善その他の措置をとるべきことを命ずることができることとしております。

第二に、第一種電気通信事業者及び特別第二種電気通信事業者は、他の電気通信事業者と電気通信設備の接続または共用に関する協定を締結し、または変更しようとするときは、郵政大臣の認可等を要することとしております。

第三に、第一種電気通信事業者は、提供条件が契約約款と異なる電気通信業務(約款外業務)を第二種電気通信事業者に提供するため、約款外業務の提供に関する契約を締結し、または変更しようとするときは、郵政大臣の認可を要することとしております。

第四に、郵政大臣は、一定の電気通信事業者間の電気通信設備の接続もしくは共用または第一種電気通信事業者の特別第二種電気通信事業者に対する約款外業務の提供に関し、公共の利益を増進するために特に必要かつ適切と認めるときは、当該接続等に関する協定または契約を締結すべきことを命ずることができることとしております。

以上のほか、所要の規定の整備を行うこととしております。

なお、この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとしておりますが、特別第二種電気通信事業の変更登録に係る規定の整備を行う改正規定は、公布の日から施行することとしております。

以上が、この法律案の提案理由及び内容の概要であります。

次に、放送法及び電波法の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

この法律案は、国際放送の受信改善を図るため、外国放送事業者に我が国の国際放送の放送番組を中継してもらう場合に、その外国放送事業者の放送番組を日本放送協会が中継することができるようになり、また、超短波多重放送を実用化する

ために、必要な規定の整備を行うとするものであります。

次に法律案の概要を申し上げます。

まず、放送法の一部改正の内容でありますが、その第一は中継国際放送についてであります。

日本放送協会は、国際放送の放送番組を外国において送信する外国放送事業者に係る中継国際放送を行うことができることとともに、日本放送協会が外国放送事業者との間に中継国際放送の放送区域、放送時間等を内容とする協定の締結等を行うときは、郵政大臣の認可を受けなければならないこととしております。また、郵政大臣は、この認可を行うときは、電波監理審議会へ諮問しなければならないこととしております。

第二は、超短波多重放送についてであります。日本放送協会は、超短波文字多重放送を行うこととするとともに、超短波多重放送を行うこととする者に放送設備を貸与することができることとしております。また、郵政大臣は、日本放送協会及び超短波放送を行う一般放送事業者に対し、その超短波放送の放送設備を超短波多重放送の用に供するための計画の策定及びその提出を求めることができることとしております。

その他、所要の規定の整備を行うこととしております。

次に電波法の一部改正の内容について申し上げます。

これは、超短波放送をする無線局の免許が効力を失ったときは、その放送の電波に重畳して超短波多重放送を行う無線局の免許も効力を失うこととするものであります。

なお、この法律は、昭和六十三年一月一日から施行することとしております。

以上が、この法律案を提出いたしました理由及びその内容の概要であります。

次に、電波法の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

この法律案は、最近における電波利用の増加等

の状況にかんがみ、行政事務の簡素合理化等のために特定の無線局の免許を要しないこととする等の措置を定めるとともに、電波の有効な利用の促進を図るための所要の措置を講じ、あわせて違法な無線局の増加に対処する等のため、所要の改正を行おうとするものであります。

次に、この法律案の概要を御説明申し上げます。

まず第一に、空中線電力が〇・〇一ワット以下である無線局のうち郵政省令で定めるものについては、技術基準への適合性等を確保した上で免許を要しないこととしております。

第二に、九百三メガヘルツから九百五メガヘルツまでの周波数の電波を使用し、かつ、空中線電力が五ワット以下である無線局であつて、技術基準適合証明を受けた無線設備のみを使用するものの免許の有効期間については、現在の五年から十年とすることとしております。

第三に、郵政大臣は、混信に関する調査など無線局の開設等に必要な事項について照会及び相談に応じる等の業務を適正かつ確実に行うことができるものと認められる公益法人を電波有効利用促進センターとして指定することができることとしております。

第四に、免許状に記載された空中線電力の範囲を超えて無線局の運用を行った場合の罰則を整備することとしております。

第五に、郵政大臣は、技術基準に適合しない無線設備を使用する無線局が他の無線局に妨害を与えた場合において、その妨害が技術基準に適合しない設計に基づき製造等された無線設備を使用したことにより生じ、かつ、当該設計と同一の設計に基づき製造等された無線設備(基準不適合設備)が広く販売されており、これを放置しては、当該基準不適合設備を使用する無線局が他の無線局の運用に重大な悪影響を与えると認めるときは、製造業者または販売業者に対し必要な勧告をし、これに従わない者があるときはその旨を公表することとすることとしております。

以上のほか、電波有効利用促進センターの指定等について電波監理審議会に諮問すること等所要の規定の整備を行うこととしております。

なお、この法律の施行期日は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとしておりますが、免許の有効期間の延長に関する改正規定は、公布の日から施行することとしております。

以上が、この法律案の提案理由及び内容の概要であります。

何とぞ慎重御審議の上、速やかに御可決くださいますようお願い申し上げます。

○委員長(高杉 雄忠君) 以上で三案の趣旨説明の聴取は終わりました。

三案に対する質疑は、明二十六日午前十時より行うことといたします。

本日はこれにて散会いたします。

午後五時三十五分散会